

令和5年度第1回北区子ども・子育て会議 次第

日時：令和5年7月24日（月）18時30～

場所：北とぴあ15階ペガサスホール

1 開会

2 子ども・子育て施策等に関する報告事項

- ①「(仮称)北区子ども・子育て支援総合計画」に関する事項について
- ②「(仮称)北区子ども条例」に関する事項について
- ③幼稚園等に通園する児童の給食無償化への実施等について
- ④仮称北区児童相談所等複合施設新築計画図（ブロックプラン）について
- ⑤児童館・子どもセンター・ティーンズセンターにおける子どもなんでも窓口の取組みの開始について

3 その他

4 閉会

【資料一覧】

資料 No.	資料名	配付区分
資料1	(仮称)北区子ども・子育て支援総合計画の位置付け等	事前送付
資料2	① 次世代育成支援行動計画の施策目標 ② 次世代育成支援行動計画 個別目標 について	//
資料3	次世代育成支援行動計画 個別目標 (案)	//
資料4	次世代育成支援行動計画 フォーマット (案)	//
資料5	子ども・子育て支援事業計画 (案)	//
資料6	子どもの未来応援プラン (前回までの確認)	//
資料7	子どもの未来応援プラン 個別事業 (案)	//
資料8	(現行)子どもの貧困対策に関する指標	//
資料9	(新)子どもの貧困対策に関する指標 (案)	//
資料10	北区子ども条例の基本的な考え方 (案)	//
資料11	(仮称)北区子ども条例アンケート (案)	//
資料12	条例に関して6月の子会議で出された主なご意見	//
資料13	幼稚園等に通園する児童の給食無償化への実施等について	//
資料14	仮称北区児童相談所等複合施設新築計画図（ブロックプラン）について	//
資料15	児童館・子どもセンター・ティーンズセンターにおける子どもなんでも窓口の取組みの開始について	//

【事務局】子ども未来課子ども未来係 小泉・梅村・横山

メール：kosodate-ka@city.kita.lg.jp

電話03-3908-9097

（仮称）北区子ども・子育て支援総合計画の位置付け等

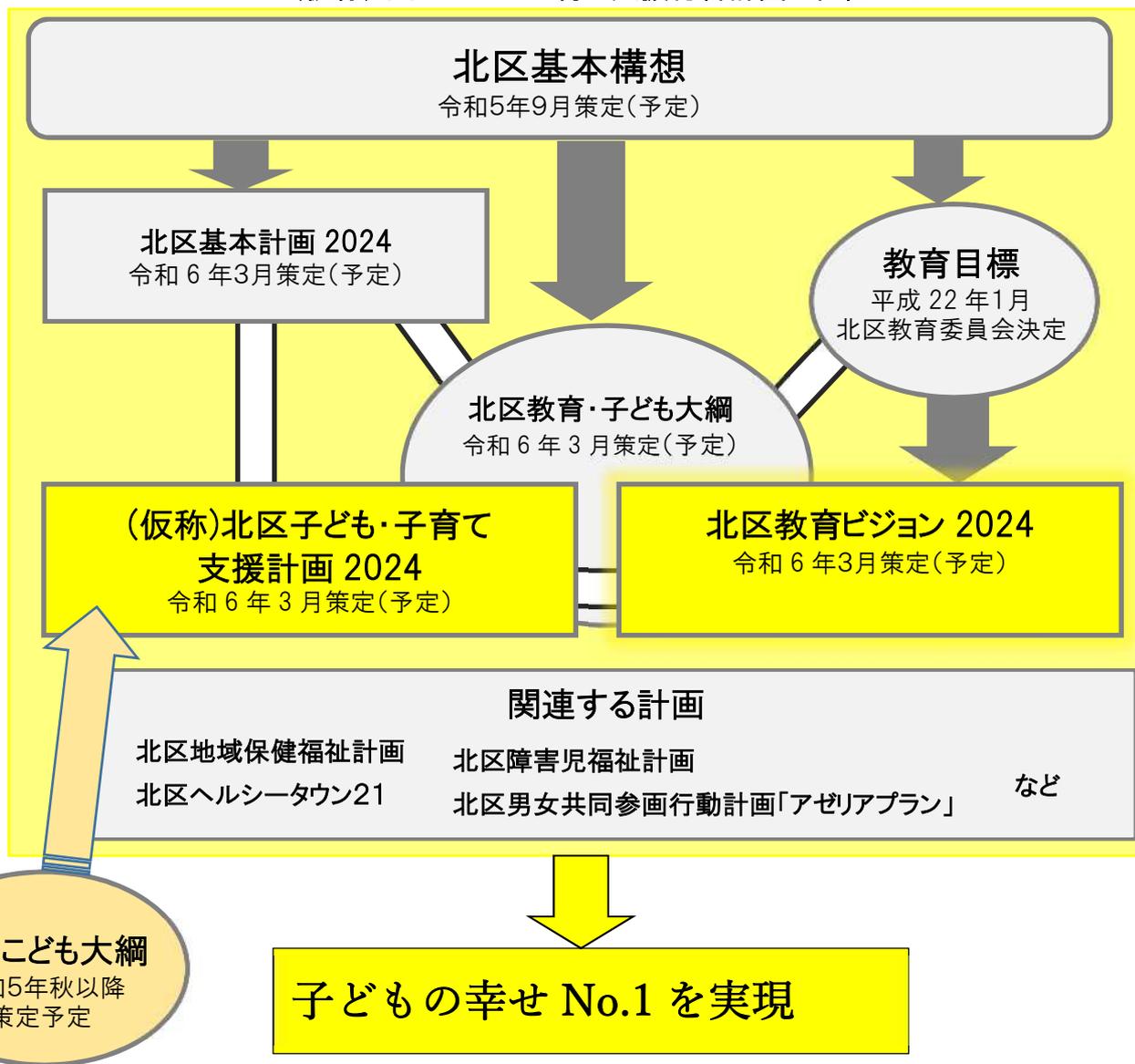
資料 1

1 計画の位置づけ

北区基本構想及び北区基本計画に基づく子どもに関する個別計画並びにこども基本法に基づく「こども計画」であるとともに、子どもに関する以下の法定計画を包含する総合的な計画とします。

- ①次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」
- ②子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」
- ③子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策計画」（平成29年策定の北区子どもの未来応援プランの見直しを行い、新たに本計画の一計画として策定します。）

（仮称）北区子ども・子育て支援総合計画の位置づけ



「少子化社会対策大綱」
 「子ども・若者育成支援推進大綱」
 「子どもの貧困対策に関する大綱」

} こども大綱に一元化

2 計画期間・計画の対象

（1）計画期間

計画期間は、令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年間とします。

第4章子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法に基づき、5年を1期として策定することが義務付けられている法定計画で、現行の第2期計画期間は令和2年度から令和6年度までとなっています。したがって、本計画における令和6年度部分については第2期計画の最終年度の見直しの位置付けとし、R7年度からR10年度までの部分については第2期計画に引き続き、区が子ども・子育て支援事業について策定する区独自の計画として取り扱うこととなります。

（2）計画の対象

本計画の対象は、概ね18歳未満までの子ども（妊娠時を含む）・若者とその保護者（家庭）としますが、若者の支援施策によっては18歳以上の者も対象とするなど、施策の内容により、必要に応じて対象となる年齢に幅を持たせ、柔軟な対応を行うこととします。

【参考：子供・若者育成支援推進大綱における「若者」の定義】

「子供」「若者」「青少年」をそれぞれ以下のとおり定義されている。

◎子供：乳幼児期（義務教育年齢に達するまで）、学童期（小学生）及び思春期（中学生からおおむね18歳まで）の者。

◎若者：思春期、青年期（おおむね18歳からおおむね30歳未満まで）の者。

施策によっては、ポスト青年期の者（青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者）も対象とする。

施策目標

本計画の基本理念である「すべての子どもが自分らしく輝き健やかに成長できるよう子どもの育ちを支援するまち」の実現をめざすため、5つの施策目標を設定しました。

施策目標1 未来を担う人づくり

次世代を担う子どもたちが、未来を切り開いていく力を伸ばし、豊かな人間性と思いやりの心を持てるよう、様々な自己実現の場と体験機会を提供するとともに、就学前教育や学校教育の場における子育て支援を図ります。

また、子どもの権利を保障し、「子どもの最善の利益」を実現するため、その権利擁護について広く周知、啓発を行うとともに、子どもの権利を守る仕組みの構築と体制の充実を図ります。

さらに、子どものこころとからだの健全な成長と社会的な自立のための支援、子どもに対する相談体制の充実と居場所の確保を行います。

施策目標2 家庭の育てる力を支援

子どものより良い育ちを実現するために、子どもの成長や子育てに楽しみや喜びを感じられるような支援の充実を図ります。

安心して妊娠・出産・子育てができるよう、多様で質の高い保育サービスの提供や相談・情報提供の充実、経済的負担の軽減策など、妊娠期から出産・子育て期に渡る切れ目のない支援を行います。

また、出産・子育てに不安をもつ保護者に対し「親育ち」の取組みを推進します。

施策目標3 子育て家庭を支援する地域づくり

地域の中で子どもが健やかに育つよう、子育てをまちぐるみで温かく見守る地域づくりを推進します。

保護者の不安や孤独感の解消に向けて、「孤育て」に陥りがちな保護者同士の仲間づくりの場や、保護者と子どもと一緒にゆっくり過ごすことができる場を提供するなど、地域における子育て家庭への支援を充実させます。

また、支援を必要とする人が様々な支援を受けながら自分らしく子育てができるように、それを支える団体やボランティアが共に子育て支援ができるネットワークを構築するとともに、地域活動への支援や人材の育成を推進します。

さらに、子どもを危険から守り、安心して子育てができる環境づくりを行うため、子どもの見守り等の安全を確保する活動、子育ての支援活動を促進します。

施策目標4 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援

子どもたちを誰一人取り残すことがないように、困難を抱える子どもと家庭に対するきめ細やかで隙間のない支援の充実を図ります。

子どもへの虐待の未然防止、早期発見・早期対応への取組みを進めるとともに、様々な課題を抱える子どもや家庭への支援体制の強化を図るため、子どもに関する総合的な相談・支援拠点の整備など体制の構築を進めていきます。

また、障害のある子どもと家庭、ひとり親家庭、生活困窮家庭への支援及び多文化共生に向けた支援を進めます。

施策目標5 安心して子育てと仕事ができる環境づくり

より良い親子関係を形成し、子どもの育ちを支援するため、保護者が安心して子育てと仕事ができ、希望した形で子育てに向き合うことができる環境づくりを推進します。

ワーク・ライフ・バランスへの理解・促進に努めるとともに、ライフステージにあわせた自分らしい多様な生き方ができるよう、働き方改革や、仕事と子育てを両立するための環境づくりを一層推進します。

さらに、性別による固定的な役割分担意識にとらわれず子育てを担う社会の実現に向けた取組を推進します。

次世代育成支援行動計画(個別目標)について

資料2②

1. 個別目標の新規掲載事業（一例）

出産から切れ目のない伴走型支援
ヤングケラーの子どもと家庭の支援
若者支援
医療的ケアを日常的に必要とする子どもと家庭の支援
不登校児童・生徒への支援
学校給食費保護者負担軽減事業・幼稚園給食費無償化
子どもなんでも窓口
女性のためのLINE相談 等

2. 引き続き、事業化及び掲載調整中の事業（一例）

子どもの権利擁護・意見表明権の保障 など



3. 今後の予定

7月24日：子ども・子育て会議 個別目標案を提示
9月上旬：子ども・子育て会議 子ども・子育て支援計画部会 個別目標を含む計画案を提示
10月上旬：子ども・子育て会議 最終案提示

施-個	No.	事業計画ID	子どもの未来応援プランID(a)	主要事業名	事業名(A)	事業内容(B)	所管課(C)	主要事業(E)	現行計画令和6年度目標(F)	R6年度目標	R7年度目標	R8年度目標	R9年度目標	R10年度目標
-----	-----	--------	------------------	-------	--------	---------	--------	---------	----------------	--------	--------	--------	--------	---------

施策目標 1 未来を担う人づくり

1-1 就学前教育の充実

1-1	1		1		きらきら0年生応援プロジェクト	小学校教育への円滑な接続を図るために、保幼小交流プログラム及び保幼小接続期カリキュラムの幼児教育施設での活用を推進するとともに、保育士・教員の資質・能力の向上を図る研修の実施や幼稚園・保育園・認定こども園の園児と小学生との交流事業を実施します。 また、小学校入学を控えた子どもを持つ保護者を対象に、「小学校生活への滑らかな接続をめざす入学当初の工夫」、「入学に向けて子育てで大切にしたいこと」、「お子さんの発達に気になる保護者の方へ」などの小学校入学前の準備や不安解消をテーマとした「小学校入学前子育てセミナー」を開催し、小学校生活への円滑な接続を図ります。	教育政策課	○	推進	推進	推進	推進	推進	推進
1-1	2		3		区立認定こども園の設置・運営	区立認定こども園を設置・運営し、質の高い幼児教育と、多様化するニーズに応える保育を一体的に提供するとともに、地域における子育て支援の拠点としての機能を担っていきます。	学校支援課	○	1園設置	1園運営 1園整備 検討	2園運営 検討	2園運営 検討	2園運営 検討	2園運営 検討
1-1	3				私立幼稚園協会への補助	私立幼稚園協会の活動を補助することで、私立幼稚園相互の研修を充実させ、就学前教育の振興を図ります。	子ども未来課 子ども施設係	-						
1-1	4			教職員等への各種研修の充実	幼稚園の教育活動の充実	区立幼稚園の教員の研修や、研究活動を通して就学前教育の充実を図ります。また、私立幼稚園における教員の研修・研究活動に対し、補助金を交付します。	教育政策課 子ども未来課	○		推進	推進	推進	推進	推進
1-1	5			教職員等への各種研修の充実	保育園職員等各種研修	保育の質の向上のため、保育園職員等（私立認可保育所等含む）を対象とした各種研修を実施します。	保育課	○		推進	推進	推進	推進	推進

1-2 教育の場における子育ての支援

1-2	1		11		学力フォローアップ教室	小学校で習得すべき学力を小学校のうちに身に付けるため、つまづきを生じやすい小学校3・4年生を対象に放課後補習教室を実施します。また、小学校5・6年生にも同様に行うことで、中1ギャップの解消をめざします。	教育指導課	-						
1-2	2		10		学力パワーアップ事業	基礎・基本の学力定着と向上を図るため、小・中学校に「学級経営支援員」を配置し、学級経営全般を支援するとともに、「学力パワーアップ非常勤講師」を配置し、児童・生徒一人ひとりに行き届くきめ細かな指導を実践します。	教育指導課	-						

施-個	No.	事業計画ID	子どもの未来応援プランID(a)	主要事業名	事業名(A)	事業内容(B)	所管課(C)	主要事業(E)	現行計画令和6年度目標(F)	R6年度目標	R7年度目標	R8年度目標	R9年度目標	R10年度目標
1-2	3		12		中学校スクラム・サポート事業	全区立中学校の数学教員に対して専任の教育アドバイザーが巡回指導を行い、授業力の向上に努めます。また、各校に配置された家庭学習アドバイザーが生徒の課題に応じた個別指導、家庭学習教材を作成することで、学習習慣の定着や意欲の向上を図ります。	教育指導課	-						
1-2	4		13		本気でチャレンジ教室	中学生の基礎学力の定着・向上を図るため、夏季休業期間を活用して、少人数指導の学習教室「本気でチャレンジ教室」を実施します。また、冬季休業期間には、高校受験を控えた中学3年生を対象とする「本気でチャレンジ教室冬」を実施し、生徒一人ひとりの夢や希望する進路の実現に向けてサポートしていきます。	教育指導課	-						
1-2	5				サブファミリーによる特色ある教育の推進	区内12の中学校区内にある小・中学校、幼稚園・認定こども園のそれぞれを一つのサブファミリーとし、小学校と幼稚園・認定こども園、保育園との連携を深めたサブファミリーを基盤とする、一体的で育ちや学びの連携性を踏まえた事業を展開します。また、サブファミリーと地域が一体となった特色ある教育を推進します。	教育政策課	○	推進	推進	推進	推進	推進	推進
1-2	6				施設一体型小中一貫校の設置	北区の教育が抱える諸課題の解決に資する学校となることをめざし、義務教育学校（施設一体型の小中一貫校）として、神谷中サブファミリーに（仮称）都の北学園を設置します。小中一貫教育のさらなる向上を図り、積極的に新たな取組にチャレンジできるよう教育内容をより一層充実させます。	教育政策課 学校改築施設 管理課 教育指導課	○	1校開校					
						新たな掲載の仕方を調整中です。								
1-2	7			ICT教育の充実及びプログラミング教育の推進	ICT教育の推進	高度情報化社会を生き抜くためには、ICT教育の推進による情報活用能力の育成が重要であることから、ICT（情報通信技術）を活用し、視覚や聴覚に印象付ける分かりやすい授業を実践します。	学び未来課	○		全小・中学校で実施	全小・中学校で実施	全小・中学校で実施	全小・中学校で実施	全小・中学校で実施
1-2	8			ICT教育の充実及びプログラミング教育の推進	情報教育の推進	各小・中学校の情報教育担当教員を対象に連絡会を開催することで、情報教育の充実を図ります。また、夏季休業期間中にICT活用研修を行い、教員のICT活用能力を高め、児童・生徒の情報活用能力の育成に努めます。	学び未来課	○		全小・中学校で実施	全小・中学校で実施	全小・中学校で実施	全小・中学校で実施	全小・中学校で実施
1-2	9			ICT教育の充実及びプログラミング教育の推進	プログラミング教育の推進	情報や情報技術を受け身で捉えるのではなく、手段として活用していく力としてプログラミング教育を推進し、【知識及び技能】【思考力、判断力、表現力】【学びに向かう力、人間性等】を育成していきます。	学び未来課	○		全小・中学校で実施	全小・中学校で実施	全小・中学校で実施	全小・中学校で実施	全小・中学校で実施

施- 個	No.	事業 計画 ID	子ども 未来 応援 プランID (a)	主要事 業名	事業名 (A)	事業内容 (B)	所管課 (C)	主要事業 (E)	現行計画 令和6年度 目標 (F)	R6年度目 標	R7年度目 標	R8年度目 標	R9年度目 標	R10年度 目標
1-2	10		19	国際理解教育の推進	イングリッシュサマーキャンプ事業	北区の中学生が外国人留学生と生活を共にし、様々な活動を行うことで、自国及び世界の伝統・文化への理解を深め、英語力や国際社会における基礎的・実践的コミュニケーション能力を育成します。 また、サマーキャンプ後においても、学校行事に留学生を招待し交流を発展させるなど、国際理解教育の充実を図ります。	学校支援課	○		推進	推進	推進	推進	推進
1-2	11			国際理解教育の推進	中学校生徒海外交流事業	アメリカ合衆国・ウォルナットクリーク市のセブンヒルズスクール生とのホームステイによる相互交流を通して、互いの国の生活、自然や文化、風俗や習慣に触れることにより、国際親善に貢献しようとする意欲や、国際理解を深める態度を育みます。 また、本場の英語に慣れ親しみながら、語学力、コミュニケーション能力、論理的な思考力など、グローバル社会でたくましく生きる力を育成します。	教育指導課	○		推進	推進	推進	推進	推進
1-2	12		17	国際理解教育の推進	英語が使える北区人事業	小・中学校へ外国人の外国語指導助手(ALT)を配置し、児童・生徒の英語に触れる機会を積極的に増やすとともに、児童・生徒のコミュニケーション能力を高め、英語による交流ができる子どもを育成するなど、外国語教育・国際理解教育の推進を図ります。	教育指導課	○		推進	推進	推進	推進	推進
1-2	13		20		スーパーサイエンススクール	小・中学生、高校生を対象に、科学やものづくりへの興味・関心を育てる場として、大学等と連携して専門的な講座を実施します。	生涯学習・学校地域連携課	-						
1-2	14				理科大好きプロジェクト	子どもたちの理科に対する興味と関心を高めるとともに、実験等を通じて理科の面白さや楽しさを実感できる機会を提供するため、包括協定締結大学であるお茶の水女子大学との連携により、小・中学校の理科授業における実験支援や実験教室等を実施します。 また、区立小・中学校の全校に理科支援員を配置し、理科の観察や実験の充実を図ります。	教育指導課	-						
1-2	15				SDGsの達成に向けた教育の充実	SDGs主要課題における基礎学力の保証や特別支援教育等、持続可能で質の高い教育の充実をはじめ、SDGsの考え方や17の目標内容を意識した教育の推進に向け、環境や人権、国際理解教育、オリンピック・パラリンピック教育等を推進し、SDGsに関する教育活動の充実を図ります。 「持続可能な社会の創り手」の育成を見据えながら、日々の授業の中で自ら学び、共に学ぶなど、主体的・対話的で深い学びを実現する授業改善を実施していきます。	教育指導課	○	推進	推進	推進	推進	推進	推進
1-2	16				魅力ある学校図書館づくり事業	意欲的な学習活動や読書活動につなげるため、本の知識が豊富な学校図書館指導員の配置、読み聞かせや学校図書館内の整備を支援するボランティアの協力、学校図書システムによる蔵書管理など、学校図書館にかかる環境整備の充実を図り、魅力ある学校図書館づくりを行います。	教育指導課・中央図書館	-						

施- 個	No.	事業 計画 ID	子ども 未来 応援 プランID (a)	主要事 業名	事業名 (A)	事業内容 (B)	所管課 (C)	主要事業 (E)	現行計画 令和6年度 目標 (F)	R6年度目 標	R7年度目 標	R8年度目 標	R9年度目 標	R10年度 目標	
1-2	17				検定料補助事業	児童・生徒の学習意欲を向上させるとともに、義務教育終了時までに達成が求められる英語・数学・国語の基礎的な知識や技能の確実な定着を図るため、小・中学校に通う児童・生徒を対象に各種検定料を全額補助します。	教育指導課	-							
1-2	18				教員の質の向上と働き方改革への取組	教育に求められる「主体的・対話的で深い学び」等について自ら実践し、またはその技術・成果を他の教員に還元することができる教員や諸教育問題の解決に資する実践的な研究を行う研究者的な視点を持った教員の育成・確保について、教職大学院との連携・協力などを視野に入れながら、その方策について検討していきます。 また平成31年3月に策定した「北区立学校における働き方改革推進プラン」に基づき、教員の勤務環境の改善と長時間勤務を解消するための取組を推進し、教員の心身の健康保持と日々の生活の質や教職人生を豊かにするとともに、学校教育の質的向上と子どもたちの健やかな成長をめざします。	教育指導課	○	推進	推進	推進	推進	推進	推進	
1-2	19		40 102		子どもの貧困問題の理解促進のための教職員研修の実施	日頃から子どもと接する教職員、保育士、幼稚園教諭、児童館、学童クラブのスタッフ等が、子どもの貧困問題についての理解を深め、子どものサインを見逃さず、適切な支援や対応につなぐスキルを高めるための研修を平成29年度から実施します。	教育指導課 子ども未来課	-							
1-2	20				北区ゆかりの偉人を学ぶ事業	北区ゆかりの偉人である渋沢栄一翁に関する副読本を区独自で作成・活用し、区行政の整備や社会事業に大きく寄与した功績等学び、地域の誇りと愛着の心を育みます。 渋沢栄一翁のほか、芥川龍之介氏やドナルド・キーン氏など北区にゆかりのある偉人について、田端文士村記念館や令和5年に開設予定の(仮称)芥川龍之介記念館と連携した取組を推進するとともに、ドナルド・キーン氏から寄贈があった書籍、絵画の中央図書館での展示、各種公開講座等を通じて学ぶ機会の充実を図ります。	教育指導課 生涯学習・学校地域連携課 中央図書館	○	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進

施-個	No.	事業計画ID	子どもの未来応援プランID(a)	主要事業名	事業名(A)	事業内容(B)	所管課(C)	主要事業(E)	現行計画令和6年度目標(F)	R6年度目標	R7年度目標	R8年度目標	R9年度目標	R10年度目標
1-3 自己実現の場と体験機会の提供														
1-3	1				子ども文化教室	小学生から高校生を対象に、北区にゆかりのある芸術家等の協力を得ながら、伝統文化を体験・会得する教室を実施し、子どもの頃から本物の文化芸術に親しむ機会を充実させます。	地域振興課	-						
1-3	2				伝統工芸出張体験講座	北区の未来を担う子どもたちに日本の伝統文化やものづくりの面白さを学んでもらうため、区内小学校や児童館で出張体験講座を行い、伝統工芸に関する知識や作品づくりの体験指導に取り組んでいます。	産業振興課	-						
1-3	3				児童ダンス☆演劇教室	主に小学生を対象に、ダンス・発声・芝居等のトレーニングを通じて、円滑なコミュニケーションや運動能力、表現力などを伸ばすことをめざします。	地域振興課	-						
1-3	4				スクールコンサート	小中学生や就学前児童を対象に学校の体育館などで演奏会等を行い、鑑賞の機会を設け間近に触れることにより、文化芸術を楽しむ豊かな時間の体験やきっかけづくりを図ります。(希望園で実施)	地域振興課	-						
1-3	5				輝く☆未来の星コンサート	東京藝術大学音楽学部附属音楽高等学校の協力により、北区の子どもたちとのジョイントコンサートや同校生徒による室内楽コンサートを行うことにより、子どもたちの豊かな心を育てるとともに、将来、文化芸術をめざすきっかけづくりや親しむ機会の提供を図ります。	地域振興課	-						
1-3	6		21		キャリア教育の推進	子ども一人ひとりの社会的・職業的自立に向け必要な基盤となる能力や態度を育てることを通じて、キャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な能力を身に付け、自分が自分として生きることを実現させていく児童・生徒を育てます。	教育指導課	○	推進	推進	推進	推進	推進	推進
1-3	7		22 61		北区中学生・高校生のための職業教育キャラバン事業	中学生・高校生が、将来あらゆる分野の職業にチャレンジできるよう、職業選択の一つの機会として、様々な職業分野で活躍している方を講師派遣します。その仕事を選択した理由・向き合う姿勢等を講演してもらい、女子生徒の将来の職域拡大を図るとともに、男子生徒の意識啓発も行います。	多様性社会推進課	-						
1-3	8				起業家講演会	区内の学生を対象に、起業を将来の職業選択肢の一つとして意識してもらうため、起業家や経営者による講演会を実施します。	産業振興課	○		参加人数 50人	参加人数 50人	参加人数 50人	参加人数 50人	参加人数 50人
1-3	9				起業体験ワークショップ(隔年開催)	起業家精神の醸成を図り、将来の起業家を育成するため、事業計画の検討から決算まで起業についてワークショップ形式で体験しながら学びます。	産業振興課	○			参加人数 20人		参加人数 20人	
1-3	10				環境学習	環境にやさしい社会を創るには、ごみ減量とリサイクルの推進が重要です。幼少期にリサイクルやごみの分別の体験等を通じて学ぶ機会を提供するため、保育園・小学校等に清掃事務所職員が出向いて環境学習を実施します。	北区清掃事務所	-						
1-3	11				こどもエコクラブ	子どもたちが主体となって、地域の中で楽しみながら長く続けられるような環境活動、環境学習を行う機会を提供し、支援します。	環境課	-						
1-3	12				環境大学事業	幼児から各発達段階において講座を開発・開講します。講座には観察や実習を組み込むことで体感的理解を深め、将来的には講座受講者が若年層の環境教育に携わることができるようカリキュラムを構成します。	環境課	-						

施個	No.	事業計画ID	子どもの未来応援プランID(a)	主要事業名	事業名(A)	事業内容(B)	所管課(C)	主要事業(E)	現行計画令和6年度目標(F)	R6年度目標	R7年度目標	R8年度目標	R9年度目標	R10年度目標
1-3	13				省エネ道場	「北区ecoかるた」を使ったかるた遊びや工作などの体験を通して、楽しく遊びながら環境について学ぶことができる機会を提供します。	環境課	-						
1-3	14				子どもに対する3R啓発活動	区内の小学生とその保護者向けに例年エコエコツアー（リサイクル施設などの見学会）を開催します。環境学習用啓発冊子「わたしたちができること」を作成し、区内小学校などの環境学習で活用していきます。	リサイクル清掃課	-						
1-3	15			子どもの意見表明・社会参加の機会	中学生モニター・高校生モニター	<p><中学生モニター> モニター会議・施設見学を毎年度実施し、中学生の意見・要望・提案を聞き区政運営の参考にします。また、中学生の社会参加の契機づくりを行います。</p> <p><高校生モニター> モニター会議を隔年で実施し、高校生の意見・要望・提案を聞き区政運営の参考にします。また、高校生の社会参加の契機づくりを行います。</p>	広報課	○		推進	推進	推進	推進	推進
1-3	16			子どもの意見表明・社会参加の機会	小学生との区政を話し合う会	小学生との区政を話し合う会を毎年度実施し、小学生の区政に対する意見・要望・提案を把握します。	広報課	○		推進	推進	推進	推進	推進
1-3	17		18		自然体験活動の充実	岩井移動教室や夏季施設などで自然体験活動を行い、自然や文化に親しみ情操を豊かにするとともに、集団生活を行うことにより、自立心・公德心・協調性などを育成します。	学校支援課	-						
1-3	18				夏休みわくわくミュージアム講座	小中学生とその保護者を対象に、夏休み期間中にさまざまな体験講座を開催し、昔の知恵や工夫を知る機会とします。	飛鳥山博物館	-						

1-● 子どもの権利を守る仕組みの構築と体制の充実

1-●	1				子どもの権利擁護委員・(仮称)子ども権利委員会の設置	(調整中)	子ども未来課	-						
1-●	2				子どもの権利保障の普及啓発の講座・セミナーの実施検討	(調整中)	子ども未来課	-						

1-4 こころとからだの健全な成長への支援

施 個	No.	事業 計画 ID	子どもの 未来 応援 プランID (a)	主要事 業名	事業名 (A)	事業内容 (B)	所管課 (C)	主要事業 (E)	現行計画 令和6年度 目標 (F)	R6年度目 標	R7年度目 標	R8年度目 標	R9年度目 標	R10年度 目標
1-4	1				プレーパーク事業	子どもたちが自分の意思と責任で自由に遊ぶことを通じて、自主性や創造性を育むことを目的とした外遊びができる、プレーパーク事業を市民活動団体と協働して推進していきます。	子ども未来課 子ども未来係	○	参加人数6,300人	推進	推進	推進	推進	推進
1-4	2		41		家庭教育力向上プログラム	家庭教育力向上アクションプランを作成するとともに、「早寝・早起き・朝ごはん」運動を推進するほか、親子のきずなづくりや生活習慣の形成事業等を実施します。 (具体的な取組) ①ブックスタート ②親育ちサポート事業 ③生活リズムお邪魔妖怪～退治日記～ ④親子きずなづくり ⑤メディアコントロール ⑥はくphoto	教育政策課 生涯学習・学校地域連携課 教育指導課 中央図書館 子ども未来課 保育課 学校支援課	-						
1-4	3		49		児童館での小学生対応事業	児童の健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に、日常活動、クラブ活動、行事活動等を行い、地域の子どもを心身ともに健やかに育成していきます。	子どもわくわく課	-						
1-4	4				人権教育の推進	小・中学校において人権教育の全体計画や年間指導計画に基づいた指導を行うことにより、子どもたちの人権に関する知的理解や、LGBT等も含め多様性を尊重するなど自他の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を身に付けられるようにします。	教育指導課	○	人権教育推進委員会 年3回実施	実施	実施	実施	実施	実施
1-4	5			トップアスリートによるスポーツ教室等	トップアスリート直伝教室	ナショナルトレーニングセンター等と連携を図り、小中学生を対象にトップアスリートの技術や競技経験を活かした各種スポーツ教室を開催し、スポーツの楽しさや継続することの大切さを体得させることをめざします。	スポーツ推進課(旧東京オリンピック・パラリンピック担当課)	-						
1-4	6			トップアスリートによるスポーツ教室等	キッズアスレティクス	オリンピック出場選手らの専門指導員を小学校に招聘し、「跳ぶ」「投げる」「走る」の三要素を基本とした運動能力向上プログラム、「キッズアスレティクス」を小学校単位で実施します。 また、小学校において体験プログラムを実施するほか、各小学校の体育教諭を対象に指導者育成講習会を開催し、小学校独自のプログラムを展開します。	スポーツ推進課(旧東京オリンピック・パラリンピック担当課)	-						

施-個	No.	事業計画ID	子どもの未来応援プランID(a)	主要事業名	事業名(A)	事業内容(B)	所管課(C)	主要事業(E)	現行計画令和6年度目標(F)	R6年度目標	R7年度目標	R8年度目標	R9年度目標	R10年度目標
1-4	7			トップアスリートによるスポーツ教室等	スポーツコンダクター	スポーツの楽しさや努力することの大切さを学んでもらうことを目的に世界で活躍するトップアスリートを保育園、幼稚園、認定こども園、小・中学校に派遣し、講演やスポーツ教室を実施します。	スポーツ推進課	-						
1-4	8			オリンピック・パラリンピック教育の推進及びレガシーの構築	オリンピック・パラリンピック教育の推進及びレガシーの構築	東京2020大会閉幕後も、自らの人格形成を促し、国際社会や地域社会の一員としてもつべき素質を育むために重要なオリンピック・パラリンピック教育を継続することで、子どもたちに「ボランティアマインド」「障害者理解」「スポーツ志向」「日本人としての自覚と誇り」「豊かな国際感覚」の5つの資質を養い、東京2020大会で培われた教育資産をレガシーとして継承します。また、ハンガリー国競技団体が、北区の会場において、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の事前キャンプ」を実施することを踏まえ、同国に関する調べ学習や選手との交流等を通じて、国際理解教育を推進します。	教育指導課	-						
1-4	9			依存症の未然防止	メディアコントロール	子どものインターネット依存(ネット・スマホ依存)、ゲーム依存の未然防止のため、学校教育の場でスマートフォン等の正しい利用方法を伝えるとともに、保護者に対する啓発を行い、依存症の未然防止に努めます。 小学校4年生から中学校3年生までの児童・生徒に対し、健全育成やネットトラブル等の未然防止を図るため、携帯電話やスマートフォンの使い方のルールを配布します。	学び未来課	○		全小・中学校で実施	全小・中学校で実施	全小・中学校で実施	全小・中学校で実施	全小・中学校で実施
1-4	10			いじめ防止の取組の徹底	いじめ防止の取組の徹底	「北区いじめ防止条例」及び「北区いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止、早期発見と適切な対処、再発防止の徹底を図ります。また、関係機関と連携を図るため、「北区いじめ問題対策連絡協議会」を設置するほか、学識経験者や関係機関の代表者等による「北区いじめ問題対策委員会」を設置し、いじめ防止等の対策の推進を図ります。	教育指導課	○		推進	推進	推進	推進	推進
1-4	11			いじめ相談ミニレター	いじめ相談ミニレター	いじめ相談ミニレターを区立小・中学校の児童・生徒に配布し、教員や保護者にも相談できない児童・生徒からの悩みごとや心配ごとの相談を受け、解決にあたります。	教育総合相談センター	-						
1-4	12			北区サポートチーム	北区サポートチーム	区立小・中学校の児童・生徒の生活指導上における個別の問題について、必要に応じて警察、児童相談所、育ち愛ほっと館等、複数の関係機関の担当者が連携して北区サポートチームを編成し、問題の解決を図ります。	教育指導課	-						
1-4	13		27	ホップ・ステップ・ジャンプ教室(適応指導教室)	ホップ・ステップ・ジャンプ教室(適応指導教室)	様々な原因で学校に行けない児童・生徒に対して、学校復帰ができるよう指導援助を行います。	教育総合相談センター	-						

施- 個	No.	事業 計画 ID	子どもの 未来 応援 プランID (a)	主要事 業名	事業名 (A)	事業内容 (B)	所管課 (C)	主要事業 (E)	現行計画 令和6年度 目標 (F)	R6年度目 標	R7年度目 標	R8年度目 標	R9年度目 標	R10年度 目標
1-4	14				不登校児童・生徒への支援	「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」を受け、不登校児童・生徒に対し、個々の状況に応じた支援を行い、多様な教育機会の確保を図っていきます。 →※さらに詳細な内容を記載予定	教育総合相談センター	○		推進	推進	推進	推進	推進
1-4	15		29 93		教育相談所の運営	児童・生徒の学習上・生活上の悩みや、保護者や教員の教育指導に関する問い合わせや相談に応え、児童・生徒の健全育成に資するとともに学校教育相談的な考え方や技法の向上の普及に努めます。	教育総合相談センター	-						
1-4	16		28 94		子どもと家庭の支援員 (学校と家庭の連携推進事業)	いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生活指導上の課題に対応するため、学校長の指揮監督の下、主に登校時の家庭訪問による児童・生徒及びその保護者への相談・助言を行います。	教育総合相談センター	-						
1-4	17				Q-Uの実施	区立小・中学校の児童・生徒全員を対象にQ-U(楽しい学校生活を送るためのアンケート)を実施し、学校生活での満足度と意欲、学級集団の状況を確認し、いじめや不登校などの早期発見に努めます。	教育指導課	-						
1-4	18				女性のためのLINE相談	学校等に関する様々な悩みに関して、困難を抱えている児童・生徒がより気軽に相談できるようLINEで対応します。	多様性社会推進課	○		推進	推進	推進	推進	推進
1-4	19				性の多様性への理解促進	性の多様性についての正しい理解と知識の普及啓発のため、区民向けに講座の実施やパンフレットの配布を行うとともに、相談体制の充実を図ります。	多様性社会推進課	○	推進	推進	推進	推進	推進	推進
1-4	20				性教育の適切な実施	性教育については、学習指導要領に示された内容をすべての児童・生徒に確実に指導するとともに、現代的な課題を踏まえながら保護者の理解を得て必要な指導を行うなど、適切に実施します。	教育指導課	-						
1-4	21				デートDVについての啓発	デートDVについての啓発リーフレットを配布します。また、出前講座として、区内中学校等に出向き講座を実施します。	多様性社会推進課	-						
1-4	22		53	若者に対する支援	児童養護施設等を退所する子どもを応援する取組み	国や東京都の動向や役割分担に留意しながら、児童養護施設等を退所する子どもを応援する取組みを検討します。	子ども未来課 子ども家庭支援センター 住宅課	-						
1-4	23		54	若者に対する支援	困難を抱えやすい若者の就労支援事業への誘導強化	高校を中途退学したり無業等の状態にある若者が就職につながるよう、ハローワークや赤羽しごとコーナー、北区くらしとしごと相談センターなどの関係機関と連携を図りながら、若者の就労支援事業への誘導強化の取組みを検討します。	産業振興課 生活福祉課	-						
1-4	24		56	若者に対する支援	赤羽しごとコーナー	ハローワーク王子と共同で開設している職業相談・職業紹介窓口。 就職支援アドバイザーを週2回配置し、相談者に応じた就職に関する助言・指導、就職に関する情報提供、応募書類の書き方及び面接指導等を行います。	産業振興課	-						

施-個	No.	事業計画ID	子どもの未来応援プランID(a)	主要事業名	事業名(A)	事業内容(B)	所管課(C)	主要事業(E)	現行計画令和6年度目標(F)	R6年度目標	R7年度目標	R8年度目標	R9年度目標	R10年度目標
1-4	25		57	若者に対する支援	北区くらしとごとの相談センター(生活困窮者自立支援事業) 【再掲】	生活保護に至る前段階の生活困窮者に対し、包括的な相談支援を行い、就労支援、住居確保給付金、家計相談支援、就労準備支援など自立に向けた支援を行います。	生活福祉課	-						

1-5 子どもに対する相談体制の充実と居場所の確保

1-5	1				専門相談事業(子ども家庭支援センター心理相談)	子育て中の親が抱える養育不安や児童虐待のおそれなどを軽減または解消するため、児童や保護者に対し臨床心理士が相談に応じます。	子ども家庭支援センター	-						
1-5	2		92	スクールカウンセラーの配置、スクールソーシャルワーカーの派遣	スクールカウンセラーの配置	児童・生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーを区立小・中学校全校に配置し、悩みを抱える児童・生徒への相談・支援を行います。	教育総合相談センター	○	推進	推進	推進	推進	推進	推進
1-5	3		90	スクールカウンセラーの配置、スクールソーシャルワーカーの派遣	スクールソーシャルワーカーの派遣	児童・生徒が抱えるいじめや不登校、家庭環境等の様々な課題の未然防止や早期発見、早期支援のため、スクールソーシャルワーカーを区立小・中学校全校に派遣し、学校や児童・生徒の生活圏内の社会資源との連携を図り、継続的かつ地域における一体的な支援を行っていきます。さらに、学校や地域の状況等を勘案し、中学校サブファミリーを単位とするスクールソーシャルワーカーの配置を視野に入れつつ、拡充を図っていきます。	教育総合相談センター	○	拡充・推進	推進	推進	推進	推進	推進
1-5	4		91		スクールソーシャルワーカーの活用	いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など健全育成上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を有するスクールソーシャルワーカーを活用し、学校・家庭・地域等の関係機関とのネットワークを構築してチームとして児童・生徒に支援を行い、課題の解決に努めます。	教育総合相談センター	-						
1-5	5		95		学校支援ボランティア活動推進事業	小・中学校にスクールコーディネーターを配置し、学校のニーズに合わせて、ボランティアの希望を配慮しながら適任者を学校に紹介して、学校支援ボランティアの活動を推進します。	生涯学習・学校地域連携課	-						
1-5	6		46		放課後子ども総合プラン(わくわく☆ひろば)の推進・情報発信	「放課後子ども教室」「放課後児童健全育成事業(学童クラブ)」等の放課後対策事業を一体的におこない、小学校を会場として子どもたちの安全・安心な居場所を提供します。放課後や土曜日、長期休業期間に、自由遊びのほか、勉強やスポーツ、地域住民との交流等の活動をとおして大勢の大人や他学年の児童とふれあうことにより、子どもたちの社会性や協調性を育む取組の充実を図ります。 わくわく☆ひろばの事業内容や取組、活動内容については、保護者会や各実行委員会において積極的に発信し、地域との連携を推進します。	子どもわくわく課	○	全小学校で実施	実施	推進	推進	推進	推進
1-5	7				学童クラブ巡回指導	特別な配慮を必要とする児童への対応として、必要に応じて児童の状況を学校と情報共有するほか、心理の専門職による巡回指導を推進します。	子どもわくわく課							
1-5	8		44		学童クラブ、わくわく☆ひろばの学習支援の充実 【重点検討項目】	地域や包括協定締結大学の学生ボランティアなどの協力を得ながら、学童クラブやわくわく☆ひろばにおける学習支援の充実に向けた取組を検討します。	子どもわくわく課							

施-個	No.	事業計画ID	子どもの未来応援プランID(a)	主要事業名	事業名(A)	事業内容(B)	所管課(C)	主要事業(E)	現行計画令和6年度目標(F)	R6年度目標	R7年度目標	R8年度目標	R9年度目標	R10年度目標
1-5	9		50		子どもセンター・ティーンズセンターへの移行	児童館を乳幼児親子の居場所機能を中心とした子どもセンターと中高生世代の居場所となるティーンズセンターとして整備し、子育て支援と子育て支援にかかる事業の充実を図るとともに、中高生世代の自己実現の場や社会体験の機会を提供し、地域と中高生世代をつなぐ場としての機能の充実を図ります。	子どもわくわく課	○	移行	検討	検討	検討	移行	推進
1-5	10				【再掲】 ・子ども・教育に関する複合施設の整備									
1-5	11				【再掲】 ・子どもの居場所づくり(子ども食堂)支援事業									
1-5	12		51		児童館・児童室での中高生対応事業	児童館を地域の中高校生の居場所として提供し、児童館運営のボランティア・次世代を担う人材として中高校生を育成します。	子どもわくわく課							

施策目標2 家庭の育てる力を支援

2-1 多様な保育ニーズに対応した支援サービスの充実

2-1	1		2		保育所待機児童解消	令和5年4月期の保育園入所における待機児童は解消された状況ではあるが、地域ごとの保育ニーズを引き続き分析し、必要に応じた対応を検討する。	子ども未来課子ども未来係	○	定員数9,739人	9,831人	9,831人	9,831人	9,831人	9,831人
2-1	2		45		放課後児童健全育成事業(学童クラブ)	就労等により保護者が日中家庭にいない小学生に、遊びと生活の場を提供することにより健全な育成を図ります。また、待機児童の解消を図るため、施設整備を計画的に推進します。小学校3年生までは学童クラブで、4年生以上は子どもセンター(児童館)や放課後子ども総合プランの一般登録の特例的な利用で対応します。	子どもわくわく課	○	定員数3,565人	定員数3,965人	定員数3,965人	定員数3,965人	定員数3,965人	定員数3,965人
2-1	3				保育の質の向上に向けた取組	保育所職員等(私立認可保育所等含む)を対象とした各種研修を充実させ、職員の資質や専門性の向上を図り、法に基づく指導検査とともに、園長経験者等による巡回指導チームを編成し、事故防止や保育士支援等を目的とした施設巡回指導を充実させ、より一層の保育の質の向上を図ります。保育の質の向上のため、保育事業者に対し、保育人材の確保・定着を図るための各種支援を行います。	保育課	○		拡充・推進	拡充・推進	拡充・推進	拡充・推進	拡充・推進
2-1	4				保育人材の確保支援	保育の質の向上のため、保育事業者に対し、保育人材の確保・定着を図るための各種支援を行います。	保育課	-						
2-1	5				認可保育園	国が定めた基準を満たした施設で、保育の必要性のある0~5歳までのお子さんに対して保育を行います。	保育課	-						
2-1	6				地域型保育事業	区が施設・運営基準を定め、民間事業者が設置・運営している施設で保育の必要性のある0~2歳までのお子さんに対して保育を行います。	保育課	-						

施- 個	No.	事業 計画 ID	子どもの 未来 応援 プランID (a)	主要事 業名	事業名 (A)	事業内容 (B)	所管課 (C)	主要事業 (E)	現行計画 令和6年度 目標 (F)	R6年度目 標	R7年度目 標	R8年度目 標	R9年度目 標	R10年度 目標
2-1	7				認証保育所	大都市の特性に着目し、東京都が独自に設けた基準により0～2歳までのお子さんに対して保育を行います。	保育課	-						
2-1	8				家庭福祉員	保育士等の資格を持つ者が、0～2歳までのお子さんに対して、家庭的な雰囲気の中、自宅などで保育を行います。	保育課	-						
2-1	10				乳幼児ショートステイ事業	保護者が病気、出産や出張等の理由により、0～2歳未満の乳幼児を一時的に養育することが困難になった場合に、乳児院で必要な養育を行います。また、虐待の恐れやリスク等がみられる場合には、乳幼児を養育し、生活指導並びに発達及び行動の観察を行うとともに、保護者の支援を行う。	子ども家庭支援センター	-						
2-1	11				子どもショートステイ事業	保護者が病気、出産や出張等の理由により、一時的に児童を養育することが困難になった場合に、児童養護施設で必要な養育を行います。また、虐待の恐れやリスク等がみられる場合には、児童を養育し、生活指導並びに発達及び行動の観察を行うとともに、保護者の支援を行う。	子ども家庭支援センター	-						
2-1	12				子どもトワイライトステイ事業	保護者が就労等により、一時的に児童を養育することが困難になった場合に、児童養護施設で午後から夜間にかけて必要な養育を行います。	子ども家庭支援センター	-						
2-1	13				一時預かり保育事業	利用要件を問わず、一時的に児童の養育ができない場合に、保護者にかわって保育園で保育します。	保育課	-						
2-1	9				私立幼稚園の預かり保育	私立幼稚園において、通常の実施時間の前後や長期休暇中にお子さんを預かります。	子ども未来課子ども施設係	-						
2-1	14				緊急保育事業	保護者が傷病・出産等で緊急に児童を保育できなくなった場合に、保育園で一時的に保育します。	保育課	-						
2-1	15				延長保育	長時間保育を必要とする保護者のニーズに対応するため、延長保育を実施します。	保育課	-						
2-1	16				休日保育事業	保護者が就労等で休日に児童の養育ができない場合に、保育園で保育を実施します。	保育課	-						
2-1	17				年末保育事業	保護者が就労等で年末に児童の養育ができない場合に、保育園で保育を実施します。	保育課	-						
2-1	18				夜間保育	おおむね午前11時～午後10時までの11時間保育を基準として、夜間の保育需要に応えます。	保育課	-						

施-個	No.	事業計画ID	子どもの未来応援プランID(a)	主要事業名	事業名(A)	事業内容(B)	所管課(C)	主要事業(E)	現行計画令和6年度目標(F)	R6年度目標	R7年度目標	R8年度目標	R9年度目標	R10年度目標
2-1	19				病児・病後児保育(施設型)	病中または病気の回復期にあって、集団保育が困難な児童を対象に、医療機関や保育所等で保育を行います。	保育課	-						
2-1	20				病児・病後児保育(利用料金助成型)	ベビーシッター事業者が実施する居宅訪問型の病児・病後児保育サービスを利用した際、その利用料金の一部助成を実施します。	保育課	-						

2-2 子育てに関する相談・情報提供の充実

2-2	1		85		利用者支援事業	子ども及びその保護者、または妊婦が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、情報提供や必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。	健康推進課 子ども家庭支援センター	○	4か所(※) ※子ども家庭支援センター1か所(特定型)、王子・赤羽・滝野川の各健康支援センターの3か所(母子健康型)	4か所(※) ※子ども家庭支援センター1か所(特定型)、王子・赤羽・滝野川の各健康支援センターの3か所(母子健康型)	4か所(※) ※子ども家庭支援センター1か所(特定型)、王子・赤羽・滝野川の各健康支援センターの3か所(母子健康型)	4か所(※) ※子ども家庭支援センター1か所(基本型)、王子・赤羽・滝野川の各健康支援センターの3か所(母子健康型)	4か所(※) ※子ども家庭支援センター1か所(基本型)、王子・赤羽・滝野川の各健康支援センターの3か所(母子健康型)	4か所(※) ※子ども家庭支援センター1か所(基本型)、王子・赤羽・滝野川の各健康支援センターの3か所(母子健康型)
2-2	2		63		伴走型相談支援(はびママたまご面接・はびママひよこ面接)	育児不安の軽減や虐待の予防を目的に、はびママたまご・ひよこ面接をはじめとして、関係機関と連携し、相談や情報提供などを通じて、妊娠期から子育て期の切れ目ない支援を推進します。健康推進課健康支援センターでは、すべての妊婦を対象に母子健康手帳交付時、保健師等がはびママたまご面接を実施し、相談や支援プランの策定を行います。子ども家庭支援センター及び児童館・子どもセンターでは、生後6か月までの産婦を対象に、はびママひよこ面接を実施し、情報提供等を行います。	健康推進課 子ども家庭支援センター	○	推進	【子ども家庭支援センター】 はびママ・ひよこ面接面接実施者数 1,845人	【子ども家庭支援センター】 はびママ・ひよこ面接面接実施者数 1,873人	【子ども家庭支援センター】 はびママ・ひよこ面接面接実施者数 1,901人	【子ども家庭支援センター】 はびママ・ひよこ面接面接実施者数 1,899人	【子ども家庭支援センター】 はびママ・ひよこ面接面接実施者数 1,895人
2-2	3				子ども家庭支援センター事業	子どもと家庭の総合相談、子ども家庭在宅サービス、乳幼児親子の居場所づくり等を実施し、地域で安心して子育てができる環境づくりを推進します。また、児童虐待の通告窓口として、関係機関と連携して早期発見・早期対応に努めます。	子ども家庭支援センター	-						
2-2	4				子ども・教育に関する複合施設の整備	児童福祉法等の一部改正により、特別区が、児童相談所を設置できるようになったことを踏まえ、児童相談所・一時保護所の整備とあわせて、子ども家庭支援センター、児童発達支援センター、教育総合相談センター等、子ども・教育に関わる総合的な相談拠点を一体的に整備します。	児童相談所 開設準備担当課	○	整備	整備	整備	開設	推進	推進

施-個	No.	事業計画ID	子どもの未来応援プランID(a)	主要事業名	事業名(A)	事業内容(B)	所管課(C)	主要事業(E)	現行計画令和6年度目標(F)	R6年度目標	R7年度目標	R8年度目標	R9年度目標	R10年度目標
2-2	5		100		子育てガイドブック、子育てマップの発行	出産前から就学前までのお子さんを育てている家庭を対象として、出産及び育児に関する不安を軽減するために、子育てに関する各種施策及び公共施設を案内する情報誌として、子育てガイドブック・マップを作成し、子育て福袋に封入するとともに、関係施設で配布します。	子ども未来課子ども未来係	-						
2-2	6				「子どもたちの育つ姿 家庭版」の発行	在宅で子育てしている家庭や就学前の子どもがいる家庭への支援の一環として、子どもの成長の目安として接し方や考え方の参考として活用できるように「子どもたちの育つ姿 家庭版」を作成し、子育て福袋に同封するとともに、関係施設で配布します。	子ども未来課子ども未来係	-						
2-2	7				子育て福袋の配付	母子健康手帳の交付時に、子育てガイドブック、子どもたちの育つ姿(家庭版)等を入れた「子育て福袋」をお渡ししています。	子ども未来課子ども未来係	-						
2-2	8		101		子育て支援情報配信メール・LINE	保育園の空き情報及び子どもに関する講座やイベントの開催情報、区で行っている主に乳幼児がいる家庭を対象とした事業の案内などを、毎月10日に区のホームページを通じて登録した希望者にメールまたはLINEで配信します。	子ども未来課子ども未来係	-						
2-2	9		99		子育て情報の提供・発信の充実	子育てに関する情報発信の中心的な役割を果たす子育て応援サイト「きたハビ」及び「きたハビモバイル」において、北区の子育てに関する情報発信の充実を図るとともに、利用登録者増加の取組を継続することで、より多くの子育て世帯に情報を届けます。	子ども未来課子ども未来係	○	拡充・推進	拡充・推進	拡充・推進	拡充・推進	拡充・推進	拡充・推進

2-3 親育ちへの支援

2-3	1				出産育児講座(はびママ学級)	妊娠から産じょく期間中の生活及び育児に関する知識を習得するとともに、地域での子育て仲間を作ることを目的に実施します。	健康推進課	○	参加人数ママ、パパ延べ2,256人	延べ576人	延べ576人	延べ576人	延べ576人	延べ576人
2-3	2				(仮称)産前支援講座(両親学級)	産前の妊婦とそのパートナーを対象に育児不安の軽減を図るため、出産・育児に係る講座を実施します。	健康推進課	-						
2-3	3				親育ちサポート事業	乳幼児を育てる親を対象に、参加者同士が抱えている悩みや関心事を共有し、協力しながら自分に合った子育ての仕方を共に学ぶ、親育ちサポート講座「ノーパティス・パーフェクト・プログラム(NPプログラム)」などを実施することで、親がいきいきと自信を持って子育てができるよう支援します。	子ども未来課子ども未来係	○	NPプログラム年24回実施、参加者300人	推進	推進	推進	推進	推進
2-3	4				地域育て合い事業	併設または近隣に設置されている子どもセンター(児童館)・保育園において、子育て相談事業、乳幼児とのふれあい交流事業、在宅乳幼児支援事業、子育てサークル支援事業、まちぐるみの子育て支援事業を行い、地域での総合的な子育てを支援します。	子どもわくわく課	○	推進	推進	推進	推進	推進	推進

施-個	No.	事業計画ID	子どもの未来応援プランID(a)	主要事業名	事業名(A)	事業内容(B)	所管課(C)	主要事業(E)	現行計画令和6年度目標(F)	R6年度目標	R7年度目標	R8年度目標	R9年度目標	R10年度目標
2-3	5				乳幼児クラブ活動	子どもセンター(児童館)で、親子で楽しみながら、体操、工作、リズム遊びなどを行う乳幼児クラブ活動を実施し、乳幼児親子の交流や仲間づくりの活動を推進します。	子どもわくわく課	○	全センター(館)で実施	延べ参加人数69,000人	延べ参加人数69,500人	延べ参加人数70,000人	延べ参加人数70,500人	延べ参加人数71,000人
2-4 妊娠・出産・子育て期の切れ目ない支援														
2-4	1		64		妊産婦健康診査	妊婦に対して、委託医療機関において妊婦健康診査(最大14回まで)、妊婦超音波検査(最大1回)、妊婦子宮頸がん検診(最大1回)を公費負担により実施します。産婦については乳児健康診査時に健診を実施することで、母子ともに安全安心な出産ができるよう支援を推進します。	健康推進課	○	妊婦健診 延べ41,136人 産婦健診 3,743人	妊婦健診 延べ37,239人 産婦健診 3,278人	妊婦健診 延べ37,784人 産婦健診 3,326人	妊婦健診 延べ38,352人 産婦健診 3,376人	妊婦健診 延べ38,318人 産婦健診 3,373人	妊婦健診 延べ38,250人 産婦健診 3,367人
2-4	2		65		妊婦歯科健康診査	妊娠中の虫歯や歯周病のリスク軽減のため、希望者に歯科医師による歯科健診や歯科衛生士による歯みがき指導等を実施します。	健康推進課	-						
2-4	3				伴走型相談支援(妊娠後期支援)	出産・育児等の見通しを立てるため、妊娠後期に行うアンケートに基づく面談等やその後の情報発信、随時の相談受付等を実施することにより、妊娠の届時から妊婦・子育て世代に寄り添い、身近で相談に応じ、関係機関とも情報共有しながら必要な支援につなぎます。	健康推進課	○		推進	推進	推進	推進	推進
2-4	4		66		伴走型相談支援(妊産婦及び乳児家庭全戸訪問事業)	保健師や助産師が妊婦・産婦の健康管理のための訪問を実施します。また全戸訪問を実施し、新生児の養育・発達・育児等の助言指導を行い、子育て支援に関する必要な情報提供を行います。さらに、支援が必要な家庭に対しては、継続的なフォローを実施し、適切なサービスに結び付けるなど、地域の中で子どもが健やかに育成することを支援していきます。	健康推進課	○	訪問人数2,859人	2,610人	2,649人	2,688人	2,685人	2,681人
2-4	5		67		産前産後セルフケア講座	区内の子どもセンター(児童館)を会場として、安定期以降の妊婦と生後120日までの乳児を持つ母親を対象にエクササイズによる身体のケアや子育てに関する情報の提供、情報交換を実施します。	健康推進課	-						

施-個	No.	事業計画ID	子どもの未来応援プランID(a)	主要事業名	事業名(A)	事業内容(B)	所管課(C)	主要事業(E)	現行計画令和6年度目標(F)	R6年度目標	R7年度目標	R8年度目標	R9年度目標	R10年度目標
2-4	6				産後ケア事業	出産後の母子への心身のケアや育児サポートをしている民間団体が実施する、産後ケアの取組に対して支援をします。	健康推進課	-						
2-4	7				産後ショートステイ事業	産後ケア実施施設に宿泊し、産後の母体の回復や不安解消、自宅での育児に困らないための育児技術の習得を支援します。	健康推進課	-						
2-4	8		87		安心ママパパヘルパー事業	産前1ヶ月前から3歳になる前日までの子どもがいる家庭に対し、支援者の不在時にヘルパーを派遣し日常的な家事支援・育児支援を行い、産前産後のサポートの充実を図ります。	子ども家庭支援センター	-						
2-4	9		69		乳幼児健康診査(3~4カ月、6・9カ月、1歳6カ月、3歳児)	健康支援センター・委託医療機関にて集団・個別で健診を行います。専門職による育児・栄養・心理・歯科保健相談も行います。また育児支援の相談や情報提供を図り、早期に対応します。	健康推進課	○	推進	推進	推進	推進	推進	推進
2-4	10		62		乳幼児健康診査の未受診者や子育て支援サービス等を利用しない家庭への働きかけ、支援の検討	乳幼児健康診査の未受診者や子育て支援サービス等を利用しない子どもや家庭の状況把握や支援について、更なる検討を行います。	健康推進課 子ども家庭支援センター	-						
2-4	11		80		乳幼児歯科保健相談	特に2歳児を対象として、希望者に歯科医師による歯科健診や予防処置を実施するとともに、歯の生えてきた乳児には歯みがき教室を実施します。	健康推進課	-						

2-5 経済的負担の軽減

2-5	1★				学校給食費保護者負担軽減事業	令和2年10月から、区内に住所を有し、区立小・中学校に通う二人以上の子どもを持つ保護者を対象に、第2子に係る給食費については半額、第3子以降に係る給食費は全額を補助することで、保護者の負担軽減を図ります。	学校支援課	○	推進					
2-5	2				学校給食費保護者負担軽減事業(学校給食費の無償化)	区立小中学校給食費の無償化を実施し、保護者の経済的負担を軽減するとともに、児童生徒の健康の増進及び食育の推進を図るために望ましい栄養量を満たした学校給食を安定的に提供していきます。	学校支援課	○	新規	推進	推進	推進	推進	推進
2-5	3				区立幼稚園・こども園の給食費無償化	保護者の経済的負担を軽減するため、区立幼稚園・認定こども園に通う児童の給食費無償化を実施します。	学校支援課	○	新規	推進	推進	推進	推進	推進

施-個	No.	事業計画ID	子どもの未来応援プランID(a)	主要事業名	事業名(A)	事業内容(B)	所管課(C)	主要事業(E)	現行計画令和6年度目標(F)	R6年度目標	R7年度目標	R8年度目標	R9年度目標	R10年度目標
2-5					私立幼稚園・こども園の給食費無償化	保護者の経済的負担を軽減するため、私立幼稚園・認定こども園に通う児童の給食費無償化を実施します。	子ども未来課	○	新規	推進	推進	推進	推進	推進
2-5	4				私立幼稚園等入園祝金交付事業	私立幼稚園または区が指定する幼稚園類の幼児施設に幼児を通わせる保護者に対し、初年度に祝金を交付します。	子ども未来課 子ども施設係	-						
2-5	5		5		保育園、幼稚園等の保育料の負担軽減	令和元年度より幼児教育・保育料の無償化が始まり保育料の無償化が開始されました。所得状況等に応じた保育料設定や子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園の保育料の負担軽減、認証保育所等の保育料の一部補助等を行います。	学校支援課 子ども未来課 子ども施設係 保育課	-						
2-5	6			ファミリー世帯の定住促進	ファミリー世帯転居費用助成	18歳未満の子ども(18歳に達してから最初の4月1日を迎えていない子を含む)を2人以上扶養・同居し、区内に1年以上居住している世帯が、最低居住面積水準以上かつ、転居前より広い区内民間賃貸住宅に住み替える場合に、転居費用の一部(礼金と仲介手数料の合算額)を助成します(上限30万円)。	住宅課	○	15件	20件	20件	20件	20件	20件
2-5	7			ファミリー世帯の定住促進	親元近居助成	子育てや介護等を共助しあうため、北区内に住む親世帯に近居して、住宅を取得するファミリー世帯に対し、取得時の登記費用の一部を助成します(上限20万円)。	住宅課	○	70件	70件	70件	70件	70件	70件
2-5	8		129		児童手当の支給	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長を図るため、子どもを養育している者に対して手当を支給します。(国制度)	子ども未来課 子育て給付係	○		実施	実施	実施	実施	実施

施- 個	No.	事業 計画 ID	子ども 未来 応援 プランID (a)	主要事 業名	事業名 (A)	事業内容 (B)	所管課 (C)	主要事業 (E)	現行計画 令和6年度 目標 (F)	R6年度目 標	R7年度目 標	R8年度目 標	R9年度目 標	R10年度 目標
2-5	9		130		子ども医療費助成	0歳から高校3年生相当の年齢（18歳に達する日以後の最初の3月31日）までの子どもの保健の向上と健やかな育成を図り、子育て支援に資するため、子どもの医療費自己負担額（保険診療分）を助成します。（都・区制度）	子ども未来課子育て給付係	○	推進	実施	実施	実施	実施	実施
2-5	10		68		未熟児養育医療助成	母子保健法に基づき、出生後、速やかに処置を講ずる必要がある未熟児に対し、必要な医療の給付を行います。	健康推進課	-						

施- 個	No.	事業 計画 ID	子どもの 未来 応援 プランID (a)	主要事 業名	事業名 (A)	事業内容 (B)	所管課 (C)	主要事業 (E)	現行計画 令和6年度 目標 (F)	R6年度目 標	R7年度目 標	R8年度目 標	R9年度目 標	R10年度 目標
---------	-----	----------------	----------------------------------	-----------	------------	-------------	------------	-------------	-------------------------	------------	------------	------------	------------	-------------

施策目標3 子育て家庭を支援する地域づくり

3-1 地域における子育て家庭への支援

3-1	1				子育てひろば事業	地域の子育て家庭に対して、つどいの広場を提供し、子育て相談事業をはじめとした、総合的な子育て支援施策を推進します。	子どもわくわく課 子ども家庭支援センター	-						
3-1	2		82		【再掲】 地域育て合い事業 (児童館、保育園)	地域での総合的な子育て支援の拡充を図るため、併設又は近隣の児童館及び保育園が連携して子育て相談事業、乳幼児とのふれあい交流事業、在宅乳幼児支援事業、子育てサークル支援事業等を一体的に実施します。	子どもわくわく課 保育課	-						
3-1	3		83	在宅児・未 就園児への 地域子育て 支援活動	地域子育て支援活動	幼稚園・こども園で、在園児及び地域の未就園児の保護者に対して、子育てに関する相談や情報の提供、保護者同士の交流の機会の提供、幼稚園未就園児の体験入園などを実施して、地域の子育てを支援します。 保育園にてふれあい給食、育児相談など、近隣に居住している子どもとの交流事業を実施するほか、幼稚園にて未就園児向けの交流事業を実施します。	学校支援課 子ども未来課 保育課	○	全園で実施	全園で実施	全園で実施	全園で実施	全園で実施	全園で実施
3-1	4		83		幼稚園・保育園お ける地域子育て支援 活動	保育園にてふれあい給食、育児相談など、近隣に居住している子どもとの交流事業を実施するほか、幼稚園にて未就園児向けの交流事業を実施します。	学校支援課 子ども未来課 子ども施設係 保育課	-						
3-1	5				保育園における地域 交流活動事業	子育てに関する情報や体験の共有が行われるよう交流の場や機会を提供し、地域の特性に応じた幅広い活動を実施します。	保育課	-						
3-1	6				ファミリー・サポ ート・センター事業	保育園・学童クラブの送迎など、保護者の都合等でお子さんの育児ができないとき、「サポート会員」がお子さんを預かって育児支援を行います。実施にあたり、サポート会員の確保と人材の育成を図り、事業のさらなる周知や、会員が互いに利用しやすい事業となるよう取組を推進します。	子ども家庭支 援センター	○	未就学児 延べ 6,912人 就学児 延べ 4,608人	未就学児 延 べ4,700人 就学児 延べ 3,693人	未就学児 延 べ5,076人 就学児 延べ 3,988人	未就学児 延 べ5,482人 就学児 延べ 4,307人	未就学児 延 べ5,921人 就学児 延べ 4,652人	未就学児 延 べ6,394人 就学児 延べ 5,024人
3-1	7		70		みんなでお祝い 輝きバースデー事業	地域における子育て仲間づくりを支援するため、満1歳児の親子を地域の児童館、児童室、子どもセンターに招き、月ごとにお祝い会を実施します。	子ども未来課	-						
3-1	8		81		2歳児のための幼稚園 入園準備・情報交換 会(児童館)	幼稚園に入園した子どもの保護者を児童館へ招き、次年度以降に幼稚園入園を予定している2歳児の保護者との情報交換・交流会を実施します。	子ども未来課	-						
3-1	9				子どもなんでも窓口	妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実のため、全児童館(子どもセンター)で子ども・子育てに関するなんでも問い合わせ等のできる機能を担っていきます。	子どもわくわく課	○		全児童館(子 どもセン ター)で実施	全児童館(子 どもセン ター)で実施	全児童館(子 どもセン ター)で実施	全児童館(子 どもセン ター)で実施	全児童館(子 どもセン ター)で実施
3-1	10		84		専門相談員(臨床心 理士)による子育て 相談事業(児童館)	児童館に専門相談員(臨床心理士)を配置し、子育てに関する相談を行います。	子どもわくわく課	-						
3-1	11				子育て応援とうきよ うパスポート	子どもや子育て家庭が利用しやすい店舗やサービスなどの充実を図るため、区内の店舗や施設等に対して「子育て応援とうきょうパスポート事業」の活用を促すとともに、子育て家庭に向けた情報発信を行います。	子ども未来課	-						

3-2 健やかに育ち、育てる地域活動の促進

施-個	No.	事業計画ID	子どもの未来応援プランID(a)	主要事業名	事業名(A)	事業内容(B)	所管課(C)	主要事業(E)	現行計画令和6年度目標(F)	R6年度目標	R7年度目標	R8年度目標	R9年度目標	R10年度目標
3-2	1		142		協働による地域づくりの推進	(地域づくり応援団事業) NPOやボランティア団体などが自主的に企画、実施する公共活動を支援します。 (政策提案協働事業) NPOやボランティア団体などからの事業提案により、区と協働して実施します。	地域振興課	○	推進	推進	推進	推進	推進	推進
3-2	2		143		政策提案協働事業	NPO、ボランティア団体等の先駆性、創造性、専門性及び柔軟性を活かした事業の提案を募集し、提案された事業を、提案した団体の主体的な関わりの下で区との協働によるまちづくり事業を進め、多様で豊かな地域社会を実現することを目的としています。	地域振興課	-						
3-2	3				子どもの居場所づくり(子ども食堂)支援事業	家庭の事情等により、家で子どもだけで過ごすことが多く、孤食の状況にある子どもを対象に、食事の提供及び居場所づくりを行う事業(子ども食堂)を実施するNPOやボランティア団体等に対し、事業の運営に係る経費の一部を補助することにより、困難を抱える家庭の子どもたちが安心して過ごせる地域の居場所づくりを支援します。	子ども未来課 子ども未来係	○	20団体支援	24団体	25団体	26団体	27団体	28団体
3-2	4				子ども食堂ネットワーク構築支援事業	子ども食堂及びフードパントリーが継続して活動できるよう、コーディネーターを配置し、開設・運営継続に向けた助言、団体間の情報交換、活動者と支援者とのコーディネート等の支援を行います。	子ども未来課 子ども未来係	-						
3-2	5		52		子ども食堂等ネットワークによる子どもの見守り体制強化事業	子ども食堂・学習支援教室・フードパントリーと社会福祉協議会との間で、見守りや支援が必要と思われる子どもやひとり親家庭等に関する情報連携が円滑に行われ、適切な支援につなげるためコーディネートを行い、地域における子どもの見守り体制を強化を図ります。	子ども未来課 子ども未来係	○		推進	推進	推進	推進	推進
3-2	7		144		地域ネットワークづくり等の役割を担うコーディネーターの配置【重点検討項目】	子どもの貧困に関する地域の現状把握や、地域ネットワークの構築、居場所づくりの立ち上げ支援、支援者同士のマッチング、子どもの居場所への誘導などを推進するコーディネーターの配置について検討します。	子ども未来課	-						
3-2	8				青少年地区委員会活動推進事業	区内各地区において、伝統や環境などの特性を生かして、スポーツ、野外活動などの余暇活動や地域環境浄化活動、非行防止に関する活動などの支援を行います。	生涯学習・学校地域連携課	○	推進	推進	推進	推進	推進	推進
3-2	9				(再掲)地域育て合い事業									

3-3 地域における子育てネットワークの育成・支援

3-3	1				児童館ネットワーク事業	区内を7つの地域に分け、地域の子育て支援に携わる方や児童館(子どもセンター・ティーンズセンター)とその利用保護者との協働により、乳幼児親子や中高生との交流や居場所づくりなど、0~18歳までの児童を視野に入れて、子育て、子育ての環境づくりを推進します。	子どもわくわく課	○	7地域で実施	推進	推進	推進	推進	推進
3-3	2		4		児童館の子どもセンターへの移行の推進【重点検討項目】	児童館の子どもセンターへの移行を推進し、乳幼児親子が一日過ごせる居場所の提供を図るとともに、乳幼児の年齢にあわせた活動プログラムの提供や専門相談員による相談事業などを行い、子どもの育ちと親育ちをささえます。	子どもわくわく課	-						

施-個	No.	事業計画ID	子どもの未来応援プランID(a)	主要事業名	事業名(A)	事業内容(B)	所管課(C)	主要事業(E)	現行計画令和6年度目標(F)	R6年度目標	R7年度目標	R8年度目標	R9年度目標	R10年度目標
3-3	3				北区子ども・若者応援ネットワーク【北区社会福祉協議会事業】	北区で子ども・若者を応援するための市民活動団体のネットワークとその活動を支援する北区社会福祉協議会との連携を支援します。ネットワーク会議の開催や社会資源情報の収集、合同研修等を通して、地域課題を共有するとともに、子ども・若者が育つ力を支える取組を支援します。	北区社会福祉協議会	○	推進	推進	推進	推進	推進	推進
3-3	4		145		子どもの貧困・孤立防止対策ネットワーク事業【北区社会福祉協議会事業】	学習支援や子ども食堂、居場所づくりといった子どもたちの支援を行う団体等のつながりの強化や、必要に応じてグループの立ち上げ支援を行い、地域の方で子どもたちへの支援活動を展開することで、子ども支援の輪を北区全体に広げていくことを目指します。	北区社会福祉協議会	-						

3-4 地域における子育て支援の担い手の育成

3-4	1				子育て応援隊研修	子どもセンター（児童館）において、子育て相談事業を行う民生委員・児童委員等の子育て応援隊に対して、必要な研修を行います。	子どもわくわく課	○	推進	推進	推進	推進	推進	推進
3-4	2				子育て支援の担い手の育成	近隣の大学の学生ボランティアに、子育てに関する講演会時の託児の協力やファミリー・サポート・センター事業のサポート会員に登録してもらうなど、子育てに関する各種事業に関わってもらうことで、子育て支援の担い手の育成を支援していきます。		○	推進	推進	推進	推進	推進	推進
3-4	3				研修生の受け入れ	区内の保育園や子どもセンター（児童館）で、保育士をめざす学生や、東京都子育て支援員研修の受講生の研修を受け入れ、子育て支援の担い手の育成を支援していきます。	子どもわくわく課 保育課 子ども家庭支援センター	○	推進	推進	推進	推進	推進	推進

3-5 子どもの安全を確保する活動の推進

3-5	1				子ども見守りネットワーク	区内で子どもが犯罪被害に遭うおそれのある事案や、子どもへの声掛け事案が発生した場合に、小学校や保育園、幼稚園、子どもセンター（児童館）等の関係施設の所管課に対し一斉にメールを送信する等、各施設への迅速な周知を行います。	生活安全担当課	-						
3-5	2				安全・安心情報配信メール（「安全・安心」快適メール）	「安全・安心」快適メール登録者向けに、子どもを対象とした、声かけ・痴漢行為等、子どもの安全を脅かす行為をする不審者に関する情報を配信します。	生活安全担当課	-						
3-5	4			子どもがいる施設における防犯教室・不審者対応訓練	子ども防犯教室	区内の保育園、幼稚園、子どもセンター（児童館）等の子どもたちを対象に、警察OBの防犯推進員による腹話術人形や紙芝居などを活用した防犯教室を実施します。	生活安全担当課	○	2-5-4不審者対応訓練と合計して年150回実施	2-5-4不審者対応訓練と合計して年150回実施	2-5-4不審者対応訓練と合計して年150回実施	2-5-4不審者対応訓練と合計して年150回実施	2-5-4不審者対応訓練と合計して年150回実施	2-5-4不審者対応訓練と合計して年150回実施
3-5	5			子どもがいる施設における防犯教室・不審者対応訓練	不審者対応訓練	区内の保育園、幼稚園、子どもセンター（児童館）等の職員を対象に、警察OBの防犯推進員による不審者対応訓練を実施し、防犯意識の向上を図ります。	生活安全担当課	○	2-5-3子ども防犯教室と合計して年150回実施	2-5-3子ども防犯教室と合計して年150回実施	2-5-3子ども防犯教室と合計して年150回実施	2-5-3子ども防犯教室と合計して年150回実施	2-5-3子ども防犯教室と合計して年150回実施	2-5-3子ども防犯教室と合計して年150回実施

施-個	No.	事業計画ID	子どもの未来応援プランID(a)	主要事業名	事業名(A)	事業内容(B)	所管課(C)	主要事業(E)	現行計画令和6年度目標(F)	R6年度目標	R7年度目標	R8年度目標	R9年度目標	R10年度目標
3-5	6			通学路・施設の安全対策の推進	通学路の交通安全対策	通学路の交差点や横断歩道等に児童交通指導員を配置したり、通学路標識を設置し、通学路の交通安全対策を実施します。	学校支援課	○		推進	推進	推進	推進	推進
3-5	7			通学路・施設の安全対策の推進	保育園、区立幼稚園、小学校門扉のオートロック化・運用	不審者の侵入を防ぐため、区立保育園・幼稚園・小学校の門扉にオートロック機能を付けます。私立保育園に対しては、経費の一部を補助します。	学校改築施設管理課 保育課	○		推進	推進	推進	推進	推進
3-5	8			通学路・施設の安全対策の推進	区立小・中学校、通学路における防犯カメラの設置・更新	通学路の安全を図るために、防犯カメラを設置し、経年により老朽化した区立小・中学校の防犯カメラの更新を行います。	学校改築施設管理課 学校支援課	○		推進	推進	推進	推進	推進
3-5	9			通学路・施設の安全対策の推進	学童クラブ、区立幼稚園、保育園等へのモニター付インターホンの設置、運用	不審者対策として、学童クラブ、区立幼稚園、保育園等に訪問者を確認できるモニター付インターホンを設置します。	学校改築施設管理課 子どもわくわく課 保育課	○		推進	推進	推進	推進	推進
3-5	10				北区自転車用ヘルメット購入補助事業	令和5年4月1日から年齢を問わず自転車に乗る全ての人にヘルメットの着用が努力義務化されたことを踏まえ、区民が区内事業協力店で自転車用ヘルメットを購入する際、販売価格から補助額を割引した金額で購入できる制度を導入し、自転車にのる子どもの安全確保を図ります。 (補助額：小学生以下及び65歳以上3,000円、それ以外2,000円)	交通事業担当課	-						
3-5	11				安心安全な給食の実施	園児・児童・生徒に安心安全でおいしい給食を提供するため、栄養士の管理の下で新鮮な食材を購入し、食品搬入時の点検や調理工程上の衛生管理に努め、保育園・区立小中学校で手づくりの給食を提供します。 ・調理従事者には毎月2回の細菌検査を実施します。 ・おかずの衛生検査を保育園は年4回、区立小中学校は年3回実施します。 ・日常点検票に基づき毎日衛生チェックをします。 ・北区保健所における給食調理場一斉衛生検査の実施及び衛生講習会を調理員、栄養士、委託調理従事員を含むスタッフが受講します。	保育課、 学校支援課	-						

施-個	No.	事業計画ID	子どもの未来応援プランID(a)	主要事業名	事業名(A)	事業内容(B)	所管課(C)	主要事業(E)	現行計画令和6年度目標(F)	R6年度目標	R7年度目標	R8年度目標	R9年度目標	R10年度目標
3-5	12				地域ふれあいパトロール事業	学童クラブ等の利用児童の安全確保のため、シルバー人材センターに委託し、付近のパトロールを実施します。	子どもわくわく課	-						
3-5	13				総合的なたばこ対策の推進 →調整中	健康増進法などの法令遵守や普及啓発はもちろんのこと、子どもが多く利用する区有施設はすでに敷地内も含めて完全禁煙とし、その他の区有施設も今後段階的に完全禁煙をめざします。また、小学校及び中学校において行っている禁煙・防煙教育の充実を図り、直接子どもたちの理解を深めていきます。すでに実施している禁煙助成事業については、18歳未満の子どもを持つ助成対象者の助成単価を増額することで禁煙への動機づけをより高め、家庭内での子どもの受動喫煙を防止するための実効性を高めていきます。	生活衛生課	-						

施策目標4 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援

4-1 児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応及び総合的支援

4-1	1				【再掲】子ども・教育に関する複合施設の整備	児童福祉法等の一部改正により、特別区が、児童相談所を設置できるようになったことを踏まえ、児童相談所・一時保護所の整備とあわせて、子ども家庭支援センター、児童発達支援センター、教育総合相談センター等、子ども・教育に関わる総合的な相談拠点を一体的に整備します。	児童相談所開設準備担当課	○	整備	整備	整備	開設	推進	推進
4-1	2		86		養育支援訪問事業	子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、具体的な養育に関する指導助言等を実施することによって、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図ります。	子ども家庭支援センター	○	訪問延べ人数 921人	延べ 762回	延べ 772回	延べ 783回	延べ 787回	延べ 791回
4-1	3		89		要保護児童への対策及び配偶者からの暴力防止連絡協議会との連携	要保護児童対策地域協議会を開催し、子ども家庭支援センターを中心に、児童相談所を始めとした関係機関が情報を共有しながら連携を一層推進し、要保護児童などへの適切な対応を図ります。また、配偶者からの暴力防止連絡協議会との合同開催により、関係機関相互の連携を図り、被害者の早期発見・支援等を検討するとともに、将来子どもたちが新たな加害者・被害者とならないよう、意識づくりへの予防啓発に取り組みます。	子ども家庭支援センター 多様性社会推進課	○	推進	推進	推進	推進	推進	推進
4-1	4				養育支援家庭のための産前・産後育児サポート講座	養育支援を必要とする家庭を早期に把握して、居場所づくり・仲間づくりをすすめ、子育ての孤立化を防止し、児童虐待の未然防止を図ります。	子ども家庭支援センター	-						
4-1	5				ペアレントトレーニング事業	子育てに不安感を抱いたり、子どもへの対応の仕方がわからない保護者に対し、ペアレントトレーニングを実施し、子育て力を向上させ、安定した親子関係を育み、児童虐待の未然防止を図ります。	子ども家庭支援センター	-						
4-1	6		88		見守りサポート事業	子ども家庭支援センターにおいて、児童相談所と連携し、軽度の児童虐待が認められるが在宅での指導が適当と判断される家庭、及び児童虐待により児童相談所が一時保護もしくは施設措置等をした児童が家庭復帰した後の家庭等への支援を行います。	子ども家庭支援センター	-						

施-個	No.	事業計画ID	子どもの未来支援プランID(a)	主要事業名	事業名(A)	事業内容(B)	所管課(C)	主要事業(E)	現行計画令和6年度目標(F)	R6年度目標	R7年度目標	R8年度目標	R9年度目標	R10年度目標
4-2 障害等特別な支援の必要がある子どもと家庭への支援														
4-2	1		6		児童発達支援センター	18歳未満の子どもの発達や障害またはその疑いのある児童に対して、相談から療育までの総合的な支援を行うとともに、地域の中核的な施設として保育所等訪問支援事業や区民に障害理解の啓発活動など、地域支援に取り組みます。	子ども家庭支援センター	○	推進	推進	推進	推進	推進	推進
4-2	2		7		保育園の特別支援児保育	公私立保育園において、適正に職員を配置し、児童の発達の状況に応じた保育を行います。	保育課	-						
4-2	3		8		幼稚園の特別支援児受け入れ	区立幼稚園において、わずかな手助けがあれば集団の中で他の幼児と一緒に園生活を送ることができる特別な支援を必要とする幼児を受け入れます。また、私立幼稚園でも、特別支援対象児の受け入れを行います。	学校支援課	-						
4-2	4		23		小・中学校特別支援学級の設置	一人ひとりの児童・生徒に応じた多様な学びの場の充実を図るため、小・中学校に知的障害及び自閉症・情緒障害を対象とした特別支援学級の設置を進めていきます。	教育総合相談センター	-						
4-2	5		24		特別支援教室の推進	発達障害の児童が、すべての学校に在籍していることを前提とし早期に特別支援教育につなげるために、各校に特別支援教室を設置して、専門性の高い教員が巡回し、個に応じた特別支援教育を実施します。平成28年度から区内小学校全校に設置しています。	教育総合相談センター	○		推進	推進	推進	推進	推進
4-2	6				小・中学校巡回指導・専門家チームの派遣	障害特性を踏まえた適切な把握や障害に応じた適切な指導内容・方法に関し、学校及び担当教員を対象に効果的な指導や助言・支援を行うため、教育総合相談センターの特別支援教育指導員や心理士等で構成される巡回指導・専門家チームを派遣します。	教育総合相談センター	○		推進	推進	推進	推進	推進
4-2	7				教育・保育施設における巡回指導員の派遣	障害児の教育・保育を推進するため、保育園・幼稚園・認定こども園に巡回指導員を派遣します。	子ども未来課 保育課	○	推進	推進	推進	推進	推進	推進
4-2	8		25		インクルーシブ教育システムの構築	共生社会の実現に向けて全ての子どもが可能な限り共に学ぶことに配慮しつつ、自立と社会参加に向けて一人ひとりの教育的ニーズに応じた連続性のある多様な学びの場の充実を図ります。	教育総合相談センター	○		推進	推進	推進	推進	推進
4-2	9				障害児通所支援事業(児童発達支援)	乳幼児健診等で心身の発達に遅れやつまずき、あるいは疑いが認められた児童に対して、児童発達支援事業所において日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練を行います。また、医療的ケア児のニーズに対応するため、重症心身障害児を対象とした事業所の誘致を図ります。	障害福祉課	-						

施-個	No.	事業計画ID	子どもの未来応援プランID(a)	主要事業名	事業名(A)	事業内容(B)	所管課(C)	主要事業(E)	現行計画令和6年度目標(F)	R6年度目標	R7年度目標	R8年度目標	R9年度目標	R10年度目標
4-2	10				障害児通所支援事業(放課後等デイサービス)	通学中の障害児に対して、放課後や学校休業日に放課後等デイサービス事業所において生活能力向上のために必要な訓練を行うとともに、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。また、医療的ケア児のニーズに対応するため、重症心身障害児を対象とした事業所の誘致を図ります。	障害福祉課	-						
4-2	11				北区重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業	在宅生活を送られている医療的ケアの必要な重症心身障害児等を介護されている家族等の休息、就労又は求職活動を支援することを目的として、訪問看護師が自宅等に出向き、一定時間家族の代わりに見守りを行います。	障害福祉課	-						
4-2	12		9		障害児保育巡回指導員の派遣	障害児の保育を推進するため、保育園及び学童クラブへ巡回指導員を派遣します。また、私立幼稚園にも巡回指導員を派遣します。	子どもわくわく課 保育課 子ども家庭支援センター	-						
4-2	13		32		特別支援学級就学奨励費	特別支援学級へ就学する児童・生徒の保護者及び学校教育法施行令第22条3の規定に該当する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、学校給食費、学用品購入費等就学に必要な経費について援助を行います。	学校支援課	-						
4-2	14		128		特別児童扶養手当の支給	心身に障害があり、一定の条件に該当する20歳未満の児童の福祉の増進を図るため、手当を支給します。(国制度)	子ども未来課 子育て給付係	-						
4-2	15		137		障害者世帯・ひとり親世帯転居費用助成	(ひとり親世帯の内容)区内に1年以上居住しているひとり親世帯が、自己の責任によらない立ち退きを受けて、区内の民間賃貸住宅に転居した場合に、礼金と仲介手数料の合計額について15万円を限度に助成します。	住宅課	-						
4-2	16				医療的ケアを必要とする子どもへの支援	日常的に医療的ケアを要する児童が、安心して学校生活を送ることができるよう、看護師を配置し、適切な医療的ケアを実施する。 医療的ケアが必要で集団保育が可能な児童の保育園での受け入れを行います。	教育総合相談センター 保育課	○		推進	推進	推進	推進	推進
4-2	17				医療的ケア児等コーディネーターの配置事業	保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整し、医療的ケア児等とその家族に対しサービスを紹介するとともに、関係機関と医療的ケア児等とその家族をつなぐため、医療的ケア児等コーディネーターを配置します。	障害福祉課	○		配置	配置	配置	配置	配置
4-2	18				ヤングケアラーの子どもと家庭の支援	ヤングケアラー連絡会を設置し、関係機関の連携強化と支援策の検討を行います。また、ヤングケアラーコーディネーターを配置し、ヤングケアラーの早期発見や現状把握に努め、適切なサービスへつなげていきます。	子ども家庭支援センター	○		推進	推進	推進	推進	推進

4-3 ひとり親家庭への支援

4-3	1		97		ひとり親家庭等相談支援事業(そらまめ相談室)	ひとり親家庭の保護者等へ生活一般の悩み事に対する助言や、関係機関、各種支援策の情報提供等の相談支援を行います。また、カウンセラーの資格等を有する者を常時配置するほか、家計相談や養育費等の法律相談に対応するため、ファイナンシャルプランナーや弁護士を配置するなど、より専門的な相談にも対応する体制を推進します。	子ども未来課 子ども未来係	○	推進	推進	推進	推進	推進	推進
-----	---	--	----	--	------------------------	---	------------------	---	----	----	----	----	----	----

施-個	No.	事業計画ID	子どもの未来応援プランID(a)	主要事業名	事業名(A)	事業内容(B)	所管課(C)	主要事業(E)	現行計画令和6年度目標(F)	R6年度目標	R7年度目標	R8年度目標	R9年度目標	R10年度目標
4-3	2				ひとり親家庭向けの生活支援講習会・交流事業	ひとり親家庭の生活や就労を支援する講習会の実施や、ひとり親家庭がお互いの悩みを打ち明け、相談しあう機会となるイベント等を実施します。	子ども未来課 子ども未来係	-						
4-3	3		122		ひとり親家庭への生活支援の充実	家計と子育ての両方を一人で担い困難を抱えるひとり親家庭に対し、養育費の確保のための相談支援や、生活支援など、精神的負担の軽減も含めた総合的な支援の充実を図ります。 平成29年度からは、生活支援のための講習会の実施やひとり親家庭の交流の場の提供を開始します。	子ども未来課 及び関係課	-						
4-3	4				生活困窮・ひとり親世帯等の中学生の学習支援事業	経済的な理由やひとり親世帯等の家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分についていない子どもを対象に、学習意欲や学力の向上のための子どもの状況に寄り添った学習の場の提供を推進します。	子ども未来課	○	4-4-1と合計して17教室	推進	推進	推進	推進	推進
4-3	5				ひとり親家庭に対する相談体制の充実や施策・取組に関する情報の提供	迅速かつきめ細やかな対応をめざして、相談体制を充実させるとともに、施策や取組について北区ニュースやホームページで情報提供を行います。	生活福祉課 子ども未来課 子ども未来係							
4-3	6		98		ひとり親家庭等に向けた支援のパンフレット作成などのわかりやすい情報発信	支援を必要としている子どもと家庭が、必要な情報を容易に得られ適切な支援へと確実につながるよう、ひとり親家庭等に向けた支援のパンフレット作成などわかりやすい情報発信に努め、窓口や支援への誘導強化を図ります。	子ども未来課	-						
4-3	7		111		ひとり親家庭に対する相談体制(母子・父子自立支援員)	ひとり親家庭の母・父の就労支援をはじめ、必要な場合には、母子生活支援施設などの施設入所の案内、健康支援センター、児童相談所など他の機関の紹介や当該機関との連携により、生活上の問題の解決と自立に向けて支援を行います。	生活福祉課	-						
4-3	8		112		ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の親が、その能力を開発し、適職につくために受講した教育訓練費用の一部を区が給付することによって、ひとり親家庭の自立を支援します。	生活福祉課	-						

記載を整理
4-3-1
4-3-6
4-3-7 に記載

施 個	No.	事業 計画 ID	子どもの 未来 応援 プランID (a)	主要事 業名	事業名 (A)	事業内容 (B)	所管課 (C)	主要事業 (E)	現行計画 令和6年度 目標 (F)	R6年度目 標	R7年度目 標	R8年度目 標	R9年度目 標	R10年度 目標
4-3	9		113		ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金事業	ひとり親家庭の親の経済的な自立を促進するため、就業に結びつきやすい資格の取得及び技能の修得を支援し、修業期間中の生活の負担を軽減する目的で給付金を支給します。	生活福祉課	-						
4-3	10		114		ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業 【北区社会福祉協議会事業】	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金受給者に対して、養成機関の入学費用や就職準備金を貸し付け、修学を容易にすることにより資格取得を促進し、自立の促進を図ります。（平成28年12月から事業開始）	北区社会福祉協議会	-						
4-3	11		115		ひとり親家庭自立支援プログラム策定	児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の親を対象に、個々にあわせた自立支援プログラム（就労計画書）を策定し、就労支援員が公共職業安定所と連携して就労を支援します。	生活福祉課	-						
4-3	12		110		ひとり親家庭の親の就業促進	ハローワーク等と連携して就労支援を行うとともに、就業に向けて教育訓練講座への参加や資格取得などを支援し、ひとり親家庭の生活の自立に向けた支援を推進します。また、ひとり親家庭に対して、自立支援給付金事業を実施します。	生活福祉課	○	推進	推進	推進	推進	推進	推進
4-3	13				住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居促進	住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育している者等住宅の確保に配慮を要する者）が民間賃貸住宅へ円滑に入居できるよう、住宅確保要配慮者または民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供や、その他の必要な支援について協議を行います。	住宅課	○		推進	推進	推進	推進	推進
4-3	14				セーフティネット住宅家賃低減補助事業	住宅確保要配慮者（子どもを養育する者等住宅の確保に特に配慮が必要な方）の入居を拒まない住宅として登録した住宅（セーフティネット住宅）のうち、「専用住宅」として登録された民間賃貸住宅の賃貸人に対し、当該住宅の家賃の一部を補助します。	住宅課	-						
4-3	15		124		母子生活支援施設（浮間ハイマート）	区内在住で、生活上の様々な問題を抱え、子ども（18歳未満の児童）の養育に困難した母子世帯が入所する児童福祉施設で、生活支援等を通じて自立の促進を支援します。	生活福祉課	-						
4-3	16		137		【再掲】障害者世帯・ひとり親世帯転居費用助成	（ひとり親世帯の内容）区内に1年以上居住しているひとり親世帯が、自己の責任によらない立ち退きを受けて、区内の民間賃貸住宅に転居した場合に、礼金と仲介手数料の合計額について15万円を限度に助成します。	住宅課	-						
4-3	17		131		ひとり親家庭医療費助成	ひとり親家庭等（ひとり親または父か母が障害のある家庭で、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童（児童が障害の場合は20歳未満まで））の保健の向上に寄与するとともに、ひとり親家庭等の福祉の増進を図るため、本人及び扶養者の保険診療にかかる医療費自己負担額（保険診療分）の全額または一部を区が助成します。（都制度）	子ども未来課 子育て給付係	○		実施	実施	実施	実施	実施
4-3	18		126		児童扶養手当の支給	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童（中度以上の障害を有する場合は20歳未満）のいるひとり親家庭または父か母が重度の障害を有する家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するとともに、児童の福祉の増進を図るため、手当を支給します。（国制度）	子ども未来課 子育て給付係	○	推進	実施	実施	実施	実施	実施
4-3	19		127		児童育成手当の支給	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育するひとり親家庭または父か母が重度の障害を有する家庭及び20歳未満の障害児を養育する家庭に対し、児童の福祉の増進を図るため、手当を支給します。（都制度）	子ども未来課 子育て給付係	○	推進	実施	実施	実施	実施	実施

施-個	No.	事業計画ID	子どもの未来応援プランID(a)	主要事業名	事業名(A)	事業内容(B)	所管課(C)	主要事業(E)	現行計画令和6年度目標(F)	R6年度目標	R7年度目標	R8年度目標	R9年度目標	R10年度目標
4-3	20		132		東京都母子及び父子福祉資金貸付	東京都内に、6ヶ月以上(修学・就学支度資金を除く)に居住している母子家庭の母又は父子家庭の父等で、20歳未満の子ども等を扶養している方へ修学、就職、転宅等の各種資金を貸し付けます。	生活福祉課	-						
4-3	21		133		母子福祉応急小口資金貸付	区内に3ヶ月以上居住している母子家庭の方が災害、疾病など応急に必要な資金を貸し付けます。	生活福祉課	-						
4-3	22		134		女性福祉資金貸付	区内に居住している寡婦や未婚の女性の方などが経済的に自立し安定した生活を送るための資金を貸し付けます。	生活福祉課	-						

4-4 生活困窮家庭への支援

4-4	1		42		生活困窮・ひとり親家庭等の小学生の学習支援事業	「生活困窮者自立支援法」に基づき、貧困の連鎖の防止のため、生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯及びひとり親家庭等の小学生に対する学習支援事業を行います。	生活福祉課	○	4-4-2と合計して17教室	推進	推進	推進	推進	推進
4-4	2		43		【再掲】生活困窮・ひとり親家庭等の中学生の学習支援事業	経済的な理由やひとり親世帯等の家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分についていない子どもを対象に、学習意欲や学力の向上のための子どもの状況に寄り添った学習の場の提供を推進します。	子ども未来課	○	4-4-1と合計して17教室	推進	推進	推進	推進	推進
4-4	3		125		生活保護制度	生活保護受給者に対し、国の定める基準によりその困窮の程度に応じて、生活・教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭の8種類の扶助費及び就労自立給付金を支給します。	生活福祉課	-						
4-4	4		38		自立支援プログラム(次世代育成支援プログラム)	生活保護世帯で中学生・高校生の子どもの持つ保護者に塾費用を助成することにより、保護者と子どもの進級や進学意識を高め、高校・大学入学までの継続支援と子どもの社会的自立を促します。	生活福祉課	○	推進	推進	推進	推進	推進	推進
4-4	5		39		高等学校等就学費の支給	生活保護受給世帯において、高等学校等に就学し卒業することが自立助長に効果的と認められる場合に、生活扶助費等とは別に、生業扶助費として高等学校等の就学費を支給します。	生活福祉課	-						
4-4	6		31 30		就学援助	経済的理由によって児童・生徒に義務教育を受けさせることが困難な保護者に対し、義務教育に必要な費用(給食費や学用品費など)の一部を支給します。	学校支援課	○	推進	推進	推進	推進	推進	推進
4-4	7		33		外国人学校児童生徒保護者負担軽減補助金	外国人学校に幼児、児童及び生徒を通学させている外国人の保護者に対し、経済的負担を軽減するため、補助金を支給します。	子ども未来課 子ども施設係	-						
4-4	8		34		修学旅行支度金の支給	生活保護受給世帯で小学5、6年生または中学3年生の子どもがいる保護者に対し、修学旅行に参加する際に必要となる費用を支給します。	生活福祉課	-						
4-4	9		35		北区奨学資金貸付事業	修学意欲がありながら、家庭の経済事情から高校、高等専門学校等の教育を受けることが困難な方に対して奨学資金の貸し付けを行います。	教育政策課	-						

施- 個	No.	事業 計画 ID	子ども 未来 応援 プランID (a)	主要事 業名	事業名 (A)	事業内容 (B)	所管課 (C)	主要事業 (E)	現行計画 令和6年度 目標 (F)	R6年度目 標	R7年度目 標	R8年度目 標	R9年度目 標	R10年度 目標
4-4	10		36		その他奨学金制度等の周知	北区奨学金制度の周知のほか、修学資金を必要としている方の個々のニーズに合った各種貸付事業の情報を提供するなど、利用者の選択肢を広げる支援に努めます。	教育政策課	-						
4-4	11		37		受験生チャレンジ支援貸付事業 【北区社会福祉協議会事業】	学習塾、各種受験対策講座、通信講座、補習教室の受講費用及び高等学校、大学等の受験費用に必要な資金を貸し付け、低所得世帯の子どもを支援します。(北区社会福祉協議会に委託)	地域福祉課 北区社会福祉協議会	-						
4-4	12		107		生活困窮世帯の保護者への自立支援の推進 【重点検討項目】	経済的に困難な状況にある家庭の保護者に対し、就業による自立に向けた包括的な支援を推進します。	生活福祉課	-						
4-4	13		108		北区くらしとごとの相談センター(生活困窮者自立支援事業)	生活保護に至る前段階の生活困窮者に対し、包括的な相談支援を行い、就労支援、住居確保給付金、家計相談支援、就労準備支援など自立に向けた支援を行います。	生活福祉課	-						
4-4	14		109		就労準備支援事業(生活困窮者自立支援事業)	平成29年度より、雇用による就業が困難な生活困窮者に対し、就労準備支援プログラムを作成し、「日常生活自立に関する支援」、「社会生活自立に関する支援」、「就労に関する支援」を一貫して行います。	生活福祉課	-						
4-4	15		116		被保護者就労支援事業	生活保護受給者からの就労等に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、自立に向けた就労支援を行います。	生活福祉課	-						
4-4	16		117		被保護者自立促進事業	生活保護受給者及び中国残留邦人等に対し、就労支援、社会活動参加支援等の自立支援に要する経費の一部を支給します。	生活福祉課	-						
4-4	17		119		中高年者向け就職支援セミナー	就職活動の流れと注意点や求人情報収集の仕方などを解説するセミナーを実施します。	産業振興課	-						
4-4	18		121		就職フェアin王子	ハローワーク王子等と共同で、区内企業への就職を促すことを目的に、区内企業の魅力を発信し、また就職希望者との交流の場を設けるため就職フェアを実施します。	産業振興課	-						
4-4	19		135		生活福祉資金貸付 【北区社会福祉協議会事業】	低所得・高齢・障害者世帯の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的に資金の貸付を行います。	北区社会福祉協議会	-						
4-4	20		136		区営住宅の供給	住宅に困っている一定所得以下の方のために、低廉な家賃で住宅を供給しています。	住宅課	-						
4-4	21		138		住居確保給付金の支給(生活困窮者自立支援事業)	離職等により住居を失ったもしくは失う恐れのある方に対し、住居確保と就労支援のため、一定期間の家賃助成を行います。	生活福祉課	-						
4-4	22		139		区民向け講演会をはじめとした啓発活動の実施 【重点検討項目】	子どもの貧困について、平成29年度から地域や企業、NPOなどに向けた講演会等の啓発活動を実施するとともに、積極的な情報発信により、幅広く理解と協力を求め、困難を抱える家庭の子どもや保護者を地域全体で見守り、支える機運の醸成と支援に関わる人材の育成を図ります。	子ども未来課	-						

施 個	No.	事業 計画 ID	子どもの 未来 応援 プランID (a)	主要事 業名	事業名 (A)	事業内容 (B)	所管課 (C)	主要事業 (E)	現行計画 令和6年度 目標 (F)	R6年度目 標	R7年度目 標	R8年度目 標	R9年度目 標	R10年度 目標
4-4	23		140		北区応援サポーター 寄附制度への子ども の貧困対策に関する メニュー設定 【重点検討項目】	北区応援サポーター寄附制度への子どもの未来応援に関する項目の設定を契機として、区民全体に子どもの貧困対策への理解と協力を広く呼びかけ、困難を抱える家庭の子どもや保護者を見守り、支える機運の醸成を図ります。	企画課 税務課 子ども未来課	-						

4-5 多文化共生に向けた支援

4-5	1		26		日本語適応指導教室	日本語指導や学校生活適応指導を中心に、帰国児童・生徒、外国人児童・生徒の実態に即した指導を行い、自己のもつ能力や特性を十分に発揮させ、集団生活によりよく適応できるよう支援していきます。また、日本語指導を担当する教員研修の内容の改善・充実を図ります。	学校支援課 教育総合相談 センター 教育指導課	○	推進	推進	推進	推進	推進	推進
4-5	2			日本語活用 が困難な保 護者や子 どもへの対応	はびママ面接・乳幼 児健診等における妊 婦や保護者への対応	はびママ面接・乳幼児健診等においては、使用する問診票や案内について正しく理解してもらうため、多言語による問診票等を作成していくとともに、タブレット端末による通訳システムを運用します。	健康推進課	-	/					
4-5	3			日本語活用 が困難な保 護者や子 どもへの対応	区立小・中学校や保 育園等における通訳 派遣	区立小・中学校や保育園等において、保護者や子どもが手続や相談をする際の支援として、通訳を派遣します。	総務課	-						
4-5	4			日本語活用 が困難な保 護者や子 どもへの対応	やさしい日本語研修	外国人とのコミュニケーションを図るためのツールとして、「やさしい日本語」の活用を推進します。	総務課	○	推進	推進	推進	推進	推進	推進

施策目標5 安心して子育てと仕事ができる環境づくり

5-1 ワーク・ライフ・バランスの理解促進

5-1	1				ワーク・ライフ・バ ランスに関する情報 提供	ワーク・ライフ・バランスの取組や推進方法等に役立つ情報について、講座や情報誌等で周知活動を行います。	多様性社会推 進課	○	推進	推進	推進	推進	推進	推進
5-1	2				働き方に対する意識 改革	男性も女性も共に家事・育児の担い手として活躍できるよう、女性だけでなく男性の育休取得も促進するなど、働き方の見直しについての啓発を企業（企業経営者・人事労務管理者等）に働きかけていきます。	多様性社会推 進課	○	推進	推進	推進	推進	推進	推進
5-1	3				区職員へのワーク・ ライフ・バランス推 進	区職員に対して、特定事業主行動計画に基づき、育児の日やノー残業デーを設定するなど、区が率先してワーク・ライフ・バランスを推進します。	職員課	-	/					

施-個	No.	事業計画ID	子どもの未来応援プランID(a)	主要事業名	事業名(A)	事業内容(B)	所管課(C)	主要事業(E)	現行計画令和6年度目標(F)	R6年度目標	R7年度目標	R8年度目標	R9年度目標	R10年度目標
5-1	4				ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度の推進	ワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組んでいる企業等を「ワーク・ライフ・バランス推進企業」と認定し、広く区内にPRすることにより、ワーク・ライフ・バランスの啓発及び推進を図ります。また、認定企業に対し、認定年度の次年度に取組状況確認及び助言等のために、企業フォローアップ訪問を行います。	多様性社会推進課	○	推進企業認定数 年3社					
5-1	4				東京都北区SDGs推進企業認証制度	SDGs認証制度の評価項目に、ワーク・ライフ・バランスに関する評価を含めることで、区内におけるワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。	産業振興課	○		推進	推進	推進	推進	推進

5-2仕事と子育ての両立のための基盤整備

5-2	1				アドバイザー派遣制度の推進	ワーク・ライフ・バランスに取り組もうとする企業や、ワーク・ライフ・バランスの取組をさらに向上させようとする企業に、専門のアドバイザーを派遣します。	多様性社会推進課	○	アドバイザー派遣 年3社	推進	推進	推進	推進	推進
5-2	2		104		区民相談室（法律相談等）	日常生活で生じた法律問題や困りごとなどをもち区民を対象に、相談内容に応じて弁護士・司法書士等が相談に対応します。	広報課	-						
5-2	3		105		こころと生き方・DV相談	DV相談（配偶者等からの暴力）、夫婦・親子関係、職場等での人間関係など、生きていく上での様々な問題に関する相談に対応します。	多様性社会推進課	-						
5-2	1				みんなで育児応援プロジェクト事業	地域における子育て支援の輪を広げ、多世代が育児に関わる環境づくりを推進するため、育児に関する講座やワークショップ等を実施していきます。	多様性社会推進課 子ども未来課 子ども未来係	○	推進	推進	推進	推進	推進	推進
5-2	2				父親への支援事業	子どもセンター（児童館）において、父親向けの支援事業や親育ちサポート事業を実施し、父親の育児参加を支援します。また、これらの講座を通して、父親同士のコミュニケーションの場を提供し、ネットワークづくりのきっかけをつくります。	子ども未来課 子ども未来係	-						
5-2	3		106		女性のための法律相談	離婚や相続、セクシャルハラスメントなど、身の回りで起こる様々な問題に対して、女性弁護士が相談に対応します。	多様性社会推進課	-						
5-2	4				【再掲】女性のためのLINE相談	学校、仕事、子育て、家庭等に関する様々な悩みに関して、困難を抱えている女性がより気軽に相談できるようLINEで対応します。	多様性社会推進課	○		推進	推進	推進	推進	推進
5-2	5		120		女性再就職支援事業	結婚・育児・介護等で離職し再就職を希望する区内女性を対象として、採用意欲の高い区内企業等で働くための技能・技術などの習得機会や職場経験のブランクを埋めるためのインターンシップの機会を提供します。また、女性人材の活用を希望する企業側への女性人材受入・活用支援を実施します。	産業振興課	-						
5-2	6				学校教育等における男女共同参画意識の形成	子どもたちが、その成長に応じた学びの場において、長期的な男女共同参画意識の啓発を行うため、教職員への研修の充実や、小・中学校、幼稚園、認定こども園、保育園での意識啓発を行い、固定的性別役割分担にとらわれないキャリア教育を推進します。		○		推進	推進	推進	推進	推進

4 個別目標（フォーマット案）

施策目標1 未来を担う人づくり

掲載事業確定後 リード文挿入

※このページの見方と題した解説文を挿入予定

◎子・子計画=子ども・子育て支援事業計画

★未来応援プラン=子ども未来応援プラン

3つの計画が一体の計画として機能していく
総合計画であることから、各計画の事業にそれぞれIDを付し、関係性を明示する。

◆主要事業

No.1 きらきら0年生応援プロジェクト ID1-1-1

◎事業計画 ID○○○

★未来応援プラン ID●●●

小学校教育への円滑な接続を図るために、保幼小交流プログラム及び保幼小接続期カリキュラムの幼児教育施設での活用を推進するとともに、～

主な指標	現状値（令和5年4月1日）	目標値（令和10年度）
①交流実施 ②担任研修会 ③小学校入学前子育てセミナー ④コーディネーター派遣	推進	推進

No.2 区立認定こども園の設置・運営 ID1-1-2

[◎事業計画 ★未来応援プラン]

区立認定こども園を設置・運営し、質の高い幼児教育と、多様化するニーズに応える保育を一体的に提供するとともに、地域における子育て支援の拠点としての機能を担っていきます。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
区立認定こども園の設置	1園運営	2園運営

◆事業

中期計画や、これまでの子計画などと同様、
数値目標化できるものは数値目標を明記

NO	取組名・内容	他計画	所管課
1	私立幼稚園協会への補助	◎★	

	私立幼稚園協会の活動を補助することで、私立幼稚園相互の研修を充実させ、就学前教育の振興を図ります。		
2	学力フォローアップ教室	◎★	
	小学校で習得すべき学力を小学校のうちに身に付けるため、つまずきを生じやすい小学校3・4年生を対象に放課後補習教室を実施します。また、小学校5・6年生にも同様に行うことで、中1ギャップの解消をめざします。		
3			
...			

現行計画では、主な取組み以外の事業を末巻に掲載しているが、新計画では施策目標ごとの計画事業を分かりやすく明示し、さらに、「再掲」による引用などを多数行うため、末巻掲載としない。

1 子ども・子育て支援事業計画の考え方

本章「子ども・子育て支援事業計画」では、「子ども・子育て関連3法」に基づく、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実をめざし、北区における幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の見込み量や確保方策を定めます。

2 区域設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、区市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定める必要があるとしています。

本計画では、保育及び放課後児童健全育成事業を3つの区域（赤羽地域、王子地域、滝野川地域）に分けて、その他の事業については北区全域を1区域として、サービスの提供体制を検討します。

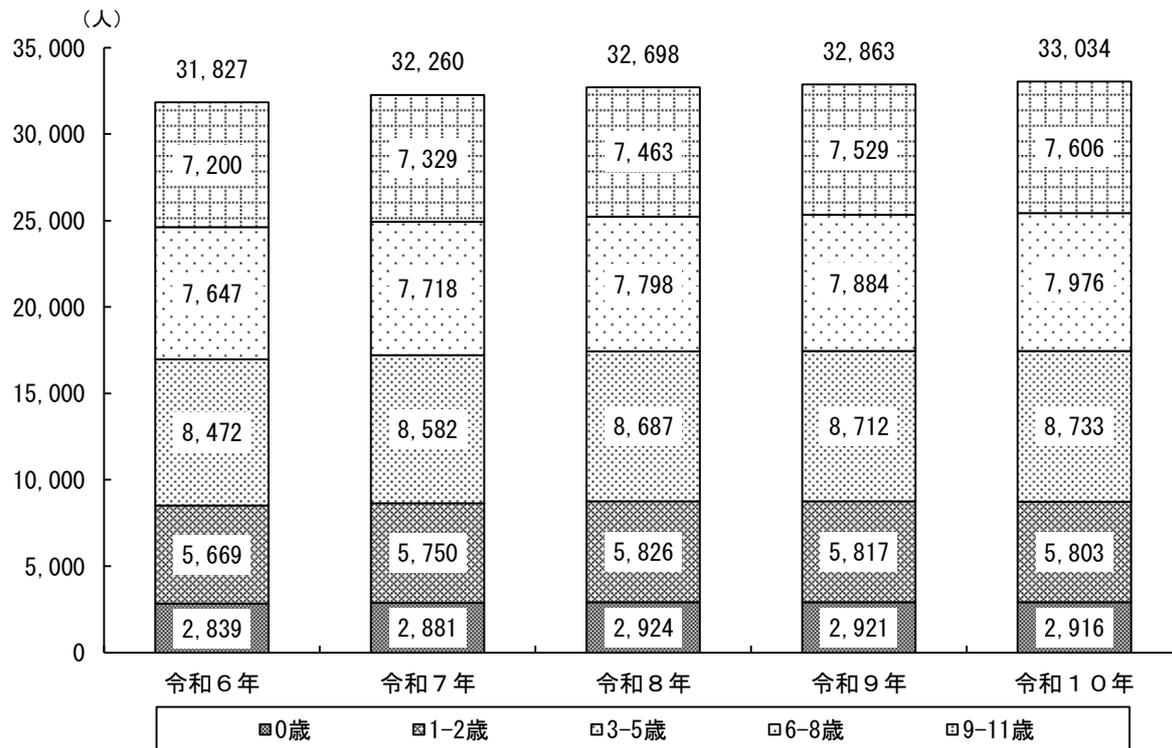
図 北区全域図



3 人口推計

「北区基本計画2020」の改定のために実施された北区人口推計調査に基づき、2041年までの年少人口の推計が令和3年10月に報告されました。この年少人口を令和6年から令和10年の5年間について0歳から11歳まで歳児別に推計し、幼児期の学校教育・保育の量の見込み及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出していきます。

図 人口推計



4 子ども・子育て支援事業計画の体系

子ども・子育て支援事業計画では、幼児期の学校教育・保育の量の見込み、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期等を定めます。

幼児期の 学校教育・保育	(1) 保育園 認定こども園※（保育利用分） 地域型保育※ (2) 幼稚園 認定こども園（教育利用分）
地域子ども・子育て 支援事業	(1) 利用者支援事業 (2) 地域子育て支援拠点事業 (3) 妊婦健康診査 (4) 乳児家庭全戸訪問事業 (5) 養育支援訪問事業 (6) 子育て短期支援事業（ショートステイ） (7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） (8) 一時預かり事業 (9) 延長保育事業 (10) 病児病後児保育事業 (11) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ） (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

※ 認定こども園：幼稚園と保育園両方の役割を持つ施設で、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能、地域における子育て支援を行う機能を備え、都道府県の認定を受けた施設のことです。

※ 地域型保育：原則19人以下の少人数単位で0～2歳のお子さんを預かる事業です。小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の4つのタイプがあります。

5

幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期

（1）保育園 認定こども園（保育利用分） 地域型保育

【今後の方向性】

○令和5年4月期の保育園入所における待機児童が解消された状況を踏まえ、当面、認可保育所、小規模保育事業所等の公募は行わないこととしますが、地域ごとの保育ニーズを引き続き分析し、必要に応じた対応を検討します。

○多様なサービスを選択できるように、保育事業の充実を図ります。

量の見込みの 考え方	申込実績から算出した入所希望率を基に算出。
確保方策の 考え方	人口推計及び入所希望率を基に、認可定員の過不足数を算出し、待機児童を解消できるように確保量を設定する。

■ 北区全域

(人)

	1年目 (令和6年度)			2年目 (令和7年度)			3年目 (令和8年度)			4年目 (令和9年度)			5年目 (令和10年度)			
	2号	3号		2号	3号		2号	3号		2号	3号		2号	3号		
	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳										
①量の見込み	4,768	3,375	696	4,829	3,423	707	4,889	3,468	718	4,902	3,462	716	4,914	3,451	714	
②確保方策	特定教育・保育施設※	5,429	3,231	711	5,369	3,216	701	5,309	3,201	691	5,249	3,186	681	5,189	3,171	671
	特定地域型保育事業※	0	267	102	0	267	102	0	267	102	0	267	102	0	267	102
	認可外保育施設等	0	72	19	0	72	19	0	72	19	0	72	19	0	72	19
② - ① 過不足	661	195	136	540	132	115	420	72	94	347	63	86	275	59	78	

※ 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業：

幼稚園、保育園、認定こども園のうち、子ども・子育て支援法第31条の「確認」を受けた施設を「特定教育・保育施設」、地域型保育事業のうち、同法第43条の「確認」を受けた事業を「特定地域型保育事業」と呼びます。

※ 子ども・子育て支援法では、教育・保育を利用する子どもに対して、年齢と保育の必要性の有無によって、以下のように3つの認定区分が設けられています。

1号認定・・・保育の必要性がなく、幼稚園等での教育を希望する3～5歳

2号認定・・・保育の必要性がある、3～5歳

3号認定・・・保育の必要性がある、0～2歳

なお、2号認定者のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強い方の量の見込みは「(2) 幼稚園・認定こども園(教育利用分)」に入ります。

■ 赤羽地域

(人)

	1年目 (令和6年度)			2年目 (令和7年度)			3年目 (令和8年度)			4年目 (令和9年度)			5年目 (令和10年度)			
	2号		3号	2号		3号										
	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳										
①量の見込み	2,047	1,355	267	2,074	1,377	272	2,101	1,399	277	2,116	1,405	278	2,130	1,407	278	
②確保 方策	特定教育・ 保育施設*	2,318	1,307	291	2,298	1,307	286	2,278	1,307	281	2,258	1,307	276	2,238	1,307	271
	特定地域型 保育事業*	0	58	20	0	58	20	0	58	20	0	58	20	0	58	20
	認可外保育 施設等	0	48	13	0	48	13	0	48	13	0	48	13	0	48	13
②-① 過不足	271	58	57	224	36	47	177	14	37	142	8	31	108	6	26	

■ 王子地域

(人)

	1年目 (令和6年度)			2年目 (令和7年度)			3年目 (令和8年度)			4年目 (令和9年度)			5年目 (令和10年度)			
	2号		3号	2号		3号										
	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳										
①量の見込み	1,526	1,120	222	1,541	1,132	225	1,558	1,144	228	1,547	1,128	224	1,534	1,110	221	
②確保 方策	特定教育・ 保育施設*	1,659	1,052	238	1,639	1,042	233	1,619	1,032	228	1,599	1,022	223	1,579	1,012	218
	特定地域型 保育事業*	0	99	37	0	99	37	0	99	37	0	99	37	0	99	37
	認可外保育 施設等	0	24	6	0	24	6	0	24	6	0	24	6	0	24	6
②-① 過不足	133	55	59	118	43	56	101	31	53	112	47	57	125	65	60	

■ 滝野川地域

(人)

	1年目 (令和6年度)			2年目 (令和7年度)			3年目 (令和8年度)			4年目 (令和9年度)			5年目 (令和10年度)			
	2号		3号	2号		3号										
	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳										
①量の見込み	1,195	900	207	1,214	914	210	1,230	925	213	1,239	929	214	1,250	934	215	
②確保 方策	特定教育・ 保育施設*	1,452	872	182	1,432	867	182	1,412	862	182	1,392	857	182	1,372	852	182
	特定地域型 保育事業*	0	110	45	0	110	45	0	110	45	0	110	45	0	110	45
	認可外保育 施設等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②-① 過不足	257	82	20	218	63	17	182	47	14	153	38	13	122	28	12	

○ 3号認定子どもの保育利用率※

■ 北区全域

(人)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
3号認定確保方策	4,402	4,377	4,352	4,327	4,302
0-2歳推計人口	8,508	8,631	8,750	8,738	8,719
保育利用率	51.7%	50.7%	49.7%	49.5%	49.3%

■ 赤羽地域

(人)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
3号認定確保方策	1,737	1,732	1,727	1,722	1,717
0-2歳推計人口	3,498	3,556	3,615	3,628	3,635
保育利用率	49.7%	48.7%	47.8%	47.5%	47.2%

■ 王子地域

(人)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
3号認定確保方策	1,456	1,441	1,426	1,411	1,396
0-2歳推計人口	2,619	2,648	2,679	2,641	2,601
保育利用率	55.6%	54.4%	53.2%	53.4%	53.7%

■ 滝野川地域

(人)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
3号認定確保方策	1,209	1,204	1,199	1,194	1,189
0-2歳推計人口	2,391	2,427	2,456	2,469	2,483
保育利用率	50.6%	49.6%	48.8%	48.4%	47.9%

※ 保育利用率：満3歳未満の子どもの人口に占める、保育所等の利用定員数（前頁、前々頁の3号確保方策の値の合計数）の割合です。

(2) 幼稚園 認定こども園 (教育利用分)

【今後の方向性】

○就学前教育のさらなる充実と、未就学児童を有する家庭の子育て支援を図るため、既存の区立幼稚園を区立認定こども園へ移行していきます。

量の見込みの 考え方	「北区の子ども」はニーズ調査の結果を基に算出。 「他区市町村の子ども」は各年度の北区の子どもの量の見込みの47%を見込む。
確保方策の 考え方	募集定員数から算出。 「北区の子ども」は量の見込みの100%を確保する。 特定教育・保育施設と確認を受けない幼稚園の内訳は、「北区の子ども」見込み数に、令和6年度想定募集利用定員総数に対する各募集利用定員数の割合を乗じて算出。 「他区市町村の子ども」は、募集利用定員数から「北区の子ども」の確保数を差し引いた後の受け入れ可能数とする。

		(人)									
		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度	
		1号	2号 幼児期の 学校教育の 利用希望が 強い	1号	2号 幼児期の 学校教育の 利用希望が 強い	1号	2号 幼児期の 学校教育の 利用希望が 強い	1号	2号 幼児期の 学校教育の 利用希望が 強い	1号	2号 幼児期の 学校教育の 利用希望が 強い
① 量の見込み	北区の子ども	1,723	817	1,745	828	1,767	838	1,772	841	1,777	843
		2,540		2,573		2,605		2,613		2,620	
	他区市町村の子ども	1,194		1,209		1,224		1,228		1,231	
② 確保方策	北区の子ども	2,540		2,573		2,605		2,613		2,620	
	特定教育・保育施設	254		257		261		261		262	
	確認を受けない幼稚園	2,286		2,316		2,344		2,352		2,358	
	他区市町村の子ども	1,240		1,256		1,272		1,276		1,279	
	特定教育・保育施設	124		126		127		128		128	
	確認を受けない幼稚園	1,116		1,130		1,145		1,148		1,151	
② - ① 過不足		46		47		48		48		48	

※ 特定教育・保育施設：区立幼稚園、確認を受けた私立幼稚園、認定こども園（教育利用分）

6

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 利用者支援事業

【事業概要】

子ども子育て支援の推進にあたって、子ども及びその保護者等、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。具体的には次の業務を行います。

①利用者支援

利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、助言等を行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるようにします。

②地域連携

教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行うとともに、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等に努めます。

③本事業の実施にあたり、積極的な広報・啓発活動を実施し、広くサービス利用者に周知を図ります。

【今後の方向性】

- 妊娠期から支援の必要な妊婦を把握し、早期から関わりを持つとともに、必要に応じて関係機関とも連携して支援を推進します。
- 子育て家庭や妊産婦のニーズにあわせて、幼稚園・保育園などの施設や、地域の子育て支援事業などの情報提供を行い、必要に応じて相談・助言を行っていきます。
- 地域連携を推進するため、子ども家庭支援センターは「特定型」から「基本型」への移行をめざします。

<p>確保方策の 考え方</p>	<p>「特定型」：利用者支援を実施する窓口。子ども家庭支援センター1カ所。 「基本型」：利用者支援と地域連携を実施する窓口。子ども家庭支援センターは「特定型」から「基本型」への移行をめざす。 「母子保健型」：王子・赤羽・滝野川の各健康支援センター3カ所で実施する子育て世代包括支援センター事業。 引き続き、地域の子育て家庭にとって適切な施設・事業の利用の実現を図る。</p>
----------------------	--

(カ所)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
確保方策	4	4	4	4	4

(2) 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を設置し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

【今後の方向性】

- 児童館は乳幼児親子の居場所機能を中心とする子どもセンターへの移行を進め、乳幼児親子専用室の確保、乳幼児活動や相談事業の充実、交流・参加型事業の充実など、子育て支援拠点としての事業を充実していきます。
- 区の施設における場の提供だけでなく、多様なニーズに応えるため、引き続き地域で活動する団体とも連携を図ってサービスの提供を行います。
- 子育て支援拠点の充実に向け、現行の児童館に加え、NPOなどと連携し、商店街の空き店舗などを活用して街中に整備し、子どもや保護者が気軽に集える場所を増やしていきます。
(案)
- 子ども家庭支援センターは乳幼児親子に対して、遊びと交流の場、子育て支援情報等を提供するとともに子どもや子育て家庭の身近な相談窓口として、育児、しつけ、児童虐待など様々な相談に対応していきます。

量の見込みの 考え方	区民意向調査を基に算出。 就学前の子どもの保護者について「地域子育て支援拠点事業を利用している人の利用回数」と「利用していないが今後利用したい人の利用意向回数」から算出。
確保方策の 考え方	量の見込みの100%を確保する※。

(延べ人数)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
量の見込み	328,030	332,569	336,859	337,143	337,161
確保方策	328,030	332,569	336,859	337,143	337,161

※ 量の見込みの100%を確保する事業については、確保方策を量の見込みと同数にしています。

(3) 妊婦健康診査

【事業概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

【今後の方向性】

○公費負担による妊婦健康診査を実施することで定期的な受診を推進し、母子ともに安全安心な出産をめざします。

量の見込みの 考え方	人口推計から予測した妊婦数（母子手帳交付数）に、1人あたりの平均受診回数（実績）を乗じて算出。
確保方策の 考え方	量の見込みの100%を確保する※。

（延べ回数、（ ）内は実人数）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
量の見込み	37,239回 (3,278人)	37,784回 (3,326人)	38,352回 (3,376人)	38,318回 (3,373人)	38,250回 (3,367人)
確保方策	37,239回 (3,278人)	37,784回 (3,326人)	38,352回 (3,376人)	38,318回 (3,373人)	38,250回 (3,367人)

※ 量の見込みの100%を確保する事業については、確保方策を量の見込みと同数にしています。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

生後4カ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

【今後の方向性】

○乳児と保護者の状況を把握し、必要な助言や支援を行うとともに、保護者の不安や悩みを軽減し、特に支援が必要と認められる家庭については、早期に関係機関と連携して必要なサービスにつなげていきます。

量の見込みの 考え方	各年の0歳児推計数に、91.9%（里帰り出産等を考慮し、過去の実績から算出した割合）を乗じて算出。
確保方策の 考え方	量の見込みの100%を確保する※。

（人）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
量の見込み	2,610	2,649	2,688	2,685	2,681
確保方策	2,610	2,649	2,688	2,685	2,681

※ 量の見込みの100%を確保する事業については、確保方策を量の見込みと同数にしています。

(5) 養育支援訪問事業

【事業概要】

子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施することによって、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図ります。

【今後の方向性】

○特定妊婦など、妊娠期から支援を必要とする人を把握し、子育ての不安が強く養育が困難な家庭に対し、家庭で自立した生活が送れるよう子育てを支援していきます。

量の見込みの 考え方	対象年齢人口に対する訪問家庭数の割合実績から推計。
確保方策の 考え方	量の見込みの100%を確保する※。

（延べ人数）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
量の見込み	762	772	783	787	791
確保方策	762	772	783	787	791

※ 量の見込みの100%を確保する事業については、確保方策を量の見込みと同数にしています。

(6) 子育て短期支援事業 (ショートステイ)

【事業概要】

保護者の仕事、疾病、出産等の理由で子どもの養育が一時的に困難となる場合等に、子どもを児童福祉施設で一時的に預かります。また、不適切な養育状態にある家庭など虐待のおそれやリスク等がみられる場合児童を養育し、生活指導並びに発達及び行動の観察を行うとともに、保護者の支援を行います。

【今後の方向性】

- ひとり親家庭の増加や共働き世帯の増加、児童虐待新規受理件数等に伴い、ニーズの増加が見込まれます。
- 利用者がより使いやすい事業となるよう、対象年齢の拡大や利用目的の拡充などを検討していきます。

量の見込みの 考え方	ニーズ調査の結果を基に算出。 「一時預かり等の事業の今後の利用希望者数」に「利用したい合計日数の平均」を乗じ、ショートステイやその他の保育事業の利用者割合から推計。
確保方策の 考え方	1日あたり利用人数を3人とし、開所日数を乗じて算出。 ※1日の定員は子どもショートステイ7人、乳幼児ショートステイ1人とあわせて8人まで。

(延べ人数)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
①量の見込み	816	856	898	942	989
②確保方策	1,095	1,095	1,095	1,095	1,095
② - ① 過不足	279	239	197	153	106

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） 就学児[※]

【事業概要】

育児の支援を受けたい乳幼児や小学生のいるファミリー会員と、育児の支援を行うサポート会員との有償の相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

【今後の方向性】

- 利用内容の多くは保育園・学童クラブ等への送り迎えであり、年少人口の増加や共働き世帯の増加等に伴い、利用ニーズは今後も増えることが見込まれます。
- 安定したサポート会員の確保と人材の育成を充実させていきます。
- 事業のさらなる周知や、両会員が互いに使いやすい事業となるよう取り組みを進め、地域での子育て支援を推進していきます。

量の見込みの 考え方	過去の利用申込数の実績を参考に段階的に増加することを推定。 ※未就学児の利用については、(8)の一時預かり事業で量を見込んでいます。
確保方策の 考え方	令和4年度の利用実績から段階的に確保数を増やし、令和10年度に実働サポート会員160人が月6回、就学児分の利用割合に応じた活動をした人数が確保できるよう算出。

(延べ人数)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
①量の見込み	3,693	3,988	4,307	4,652	5,024
②確保方策	3,860	4,162	4,464	4,766	5,069
② - ① 過不足	167	174	157	114	45

(8) 一時預かり事業

【事業概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育園、認定こども園、私立幼稚園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育・養育を行います。

新制度の一時預かり事業には、現行の預かり保育（幼稚園）、一時保育（保育園）を基本としつつ、幼稚園等での主に園児を対象にした一時預かり（「幼稚園型」という。）や保育園等の空き定員を利用した一時預かり（「余裕活用型」という。）等、いくつかの種類があります。

【今後の方向性】

○保護者に用事が生じたときや、多様な家庭の課題（子育てに伴う心理的、身体的負担や求職、介護等）の解消のため、保育園等における一時預かり保育の重要性は高まっています。利用方法の周知等にさらに努めます。

○就労等により保育の必要性を認定された保護者が幼稚園を利用する場合、預かり保育利用料の補助を行うとともに、幼稚園に対しては一時預かり事業（預かり保育）を推奨し、待機児童対策に資することをめざします。

○ 一部追加・調整中（保育課・子ども未来課）

○幼稚園の一時預かり（預かり保育）

量の見込みの 考え方	ニーズ調査の結果を基に算出。 1号認定の保護者の利用意向率に平均利用希望日数を乗じた延べ人数と、2号認定の保護者のうち特に幼稚園の希望が強い保護者の人数に平均年間就労日数を乗じた延べ人数を合計。
確保方策の 考え方	量の見込みの100%を確保する※。

（延べ人数）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
量の見込み	178,936	180,016	182,845	187,228	192,582
確保方策	178,936	180,016	182,845	187,228	192,582

※ 量の見込みの100%を確保する事業については、確保方策を量の見込みと同数にしています。

○幼稚園以外（保育園の一時預かり保育・緊急保育、ファミリー・サポート・センター事業(就学前)、トワイライトステイ）

量の見込みの 考え方	ニーズ調査の結果を基に算出。 計画期間における人口推計に対して利用希望日数を乗じて算出。
確保方策の 考え方	各事業の利用可能数を合計する。

(延べ人数)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
①量の見込み	47,693	48,350	48,979	49,013	49,018
②確保方策	50,100	50,100	50,100	50,100	50,100
② - ① 過不足	2,407	1,750	1,121	1,087	1,082

(9) 延長保育事業

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育園等で保育を実施します。

【今後の方向性】

- 保護者が安心して仕事と子育てを両立できるよう、様々な就労形態に対応した保育サービスの充実が求められています。
- 利用実績やニーズに合わせた延長保育の充実に努めます。

量の見込みの 考え方	ニーズ調査の結果を基に算出。
確保方策の 考え方	各園の延長保育定員数に基づき算出。

(人)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
①量の見込み	1,146	1,162	1,177	1,177	1,176
②確保方策	1,865	1,865	1,865	1,865	1,865
② - ① 過不足	719	703	688	688	689

※指定管理者導入に伴う延長保育の確保量について整理中

(10) 病児病後児保育事業

【事業概要】

病児・病後児について、病院・保育園等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育を行います。

【今後の方向性】

- 保護者の子育てと就労の両立を支援する病児保育のニーズが高まっています。病児・病後児が安心して過ごせる保育環境を整えるために、安全・安心な施設や保育体制づくりに努めます。
- 平成27年度に開始した居宅訪問型病児・病後児保育事業については、病中における施設往來の負担にも配慮し、補完的な制度として継続していきます。

量の見込みの 考え方	ニーズ調査の結果を基に算出。 計画期間における人口推計に対して利用希望数を乗じて算出。
確保方策の 考え方	病児・病後児保育を実施事業所数に、利用定員と実施日数を乗じて算出。

(延べ人数)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
①量の見込み	2,980	2,980	2,980	2,980	2,980
②確保方策	3,675	3,675	3,675	3,675	3,675
② - ① 過不足	695	654	615	613	612

(11) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

【事業概要】

就労等により、保護者が昼間家庭にいない小学校児童に対し、放課後等に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図ります。

【今後の方向性】

- 「北区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき、従事者数、施設・設備、開所に係る基準を満たすよう、整備を進めます。
- 待機児童^{*}の解消については、学校ごとの児童数や利用ニーズの動向を踏まえ、学校内及び周辺の公共施設の活用等、あらゆる方法を検討し、定員の拡大に向けた整備を進めるとともに、放課後子ども教室（一般登録）に延長時間を設け、待機児童が生じない仕組みを令和6年度から構築します。
- 小学校4年生以上の児童については、一般登録で対応していきます。

量の見込みの 考え方	学童クラブの利用実績から算出した利用率を基に算出。
確保方策の 考え方	各年度の定員の不足数を算出し、待機児童を解消できるように必要な確保量を設定。

■ 北区全域

(人)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
①量の見込み	1年生	1,497	1,513	1,530	1,547	1,565
	2年生	1,174	1,184	1,197	1,210	1,223
	3年生	936	946	955	966	978
	合計	3,607	3,643	3,681	3,723	3,765
②確保方策		3,845	3,845	3,845	3,885	3,965
② - ① 過不足		238	202	164	162	200
量の見込み	4年生	423	426	431	436	441
	5年生	166	170	174	175	178
	6年生	72	74	75	76	77
	合計	661	670	681	687	695
確保方策		0*				

■ 赤羽地域

(人)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
①量の見込み	1年生	620	624	630	640	650
	2年生	496	498	502	510	517
	3年生	427	431	433	440	447
	合計	1,543	1,553	1,565	1,589	1,614
②確保方策		1,565	1,565	1,565	1,605	1,645
② - ① 過不足		22	12	0	16	31
量の見込み	4年生	140	141	142	144	146
	5年生	52	53	54	55	55
	6年生	34	35	36	36	36
	合計	227	229	232	235	237
確保方策		0*				

■ 王子地域

(人)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
①量の見込み	1年生	473	478	481	484	487
	2年生	355	357	360	362	364
	3年生	263	265	268	269	271
	合計	1,091	1,100	1,109	1,115	1,122
②確保方策		1,255	1,255	1,255	1,255	1,255
② - ① 過不足		164	155	146	0140	133
量の見込み	4年生	138	139	140	141	142
	5年生	39	39	40	40	41
	6年生	17	17	18	18	18
	合計	193	195	198	199	200
確保方策		0*				

■ 滝野川地域

(人)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
①量の見込み	1年生	404	411	418	423	428
	2年生	323	329	334	338	342
	3年生	246	250	254	257	260
	合計	973	990	1,006	1,018	1,030
②確保方策		1,025	1,025	1,025	1,025	1,065
② - ① 過不足		52	35	19	7	35
量の見込み	4年生	145	147	149	151	153
	5年生	75	77	79	80	82
	6年生	21	21	22	22	23
	合計	240	245	251	254	258
確保方策		0*				

※ 各学童クラブでは定員を設けており、4年生以上を含めた学童クラブを希望するすべての児童を受け入れることが難しいため、学童クラブでは1～3年生までの児童の育成を行います。4年生以上の児童の育成については、放課後子ども総合プラン一般登録を利用することとしています。

（12）実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【今後の方向性】

○給付対象者を適切に把握し、必要な給付を行っていきます。

（13）多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【事業概要】

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設等の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育保育等の提供体制の確保を図る事業です。

事業内容は以下の2つです。

①新規参入施設等への巡回支援

保育所等を開設しようとする新規参入事業者が、スムーズに事業を開始、運営できるよう支援する事業です。

②認定こども園特別支援教育・保育経費

私学助成（特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを私立認定こども園で受け入れる場合に、職員（幼稚園教諭免許状又は保育士資格を有する者）の加配に必要な費用を補助します。

【今後の方向性】

○国が示す基準等をもとに、対象事業者及び対象者への適切な支援を実施していきます。

■ 子どもの未来応援プラン(前回までの確認)

1 基本目標、3つの柱、7つの施策目標

◆ 基本目標

未来を担う北区の子どもたちが、生まれ育った環境にかかわらず、自分の将来に夢と希望を持って健やかに成長・自立できるよう、子どもたちの育ちや学びを支える地域社会の実現をめざし、貧困の連鎖の解消に取り組みます。

◆ 貧困の連鎖の解消のための3つの柱

国及び東京都と連携を図りながら、子どもや家庭と密接に関わることのできる自治体として、貧困の連鎖の解消のための3つの柱に基づき、実効性の高い施策を展開します。

◆ 柱1 子どもの育ち、学びをささえる

すべての子どもたちが、生まれ育った家庭環境や経済状況にかかわらず、自己肯定感や意欲を持ち、希望をもって夢に挑戦できるよう、困難に負けない生きる力を育み、成長をささえる環境を整えます。

施策1 乳幼児期の子どもの育ち、成長の支援

施策2 学校教育における学び、成長の支援

施策3 子どもの居場所づくりの推進

施策4 困難を抱えやすい子ども(若者)への支援

◆ 柱2 ライフステージに応じた相談・支援

困難を抱える家庭の子どもと保護者が孤立することのないよう、様々な場面や関わりの中から子どもの貧困のサインを早期に把握し、子どもの成長段階に応じた切れ目のない支援に確実につなぐための仕組みをつくります。また、困難を抱える家庭の保護者への就労支援や生活支援等により、生活自立を応援します。

施策5 孤立しないしくみづくり

施策6 保護者への就労、生活支援

◆ 柱3 地域全体で見守り、ささえる

地域を構成するすべての人が子どもの貧困問題に対する関心や理解を深め、地域社会全体で困難を抱える家庭の子どもと保護者を見守り、ささえるネットワークを構築します。

施策7 地域全体でささえるネットワークの構築

2 施策体系

■基本目標

未来を担う北区の子どもたちが、生まれ育った環境にかかわらず、
自分の将来に夢と希望を持って健やかに成長・自立できるように、
子どもたちの育ちや学びを支える地域社会の実現をめざし、
貧困の連鎖の解消に取り組みます。

■3つの柱

柱1
子どもの育ち、
学びをささえる

柱2
ライフステージに
応じた相談・支援

柱3
地域全体で見守り、
ささえる

■施策

施策1
乳幼児期の子どもの育ち、成長の支援

施策2
学校教育における学び、成長の支援

施策3
子どもの居場所づくりの推進

施策4
困難を抱えやすい子ども（若者）
への支援

施策5 孤立しないしくみづくり

施策6
保護者への就労、生活支援

施策7
地域全体でささえるネットワークの
構築

3 計画の進捗状況の把握

◆ 子どもの未来応援プランにおける効果の把握

→子どもの貧困に関する指標を設定し、その数値の変化を確認することで、子どもの貧困の状況を把握し、取組みの検証・評価を行っています。（毎年12月に子ども・子育て会議で報告）

◆ 指標については、必要に応じて見直しを行い、追加や修正を行うものとします。

◆ 現行計画における北区における子どもの貧困に関する指標

4 北区の子どもの貧困対策に関する取組みと推進体制

◆ 子どもの貧困対策の推進に関する法律では、第1条で、「全ての子どもが心身ともに健やかに育成され」ることを目的として定められております。つまり、子どもの貧困対策は、本区の次世代を担うすべての子どもと家庭を念頭において多様な施策が総合的に展開されるものです。

子どもの貧困対策に関連する施策計画は、「北区子ども・子育て支援総合計画2024」の第4章（次世代育成行動支援計画）・第5章（子ども・子育て支援事業計画）に示した取組・事業等の各所に存在するものです。

◆ 子どもの未来応援プランに関する個別事業の実績・進捗管理

→子ども・子育て支援総合計画の推進体制において一体として管理することとします。

◆ ただし、上記5のとおり、子どもの貧困対策に関する効果検証は引き続き「貧困に関する指標」で行うものとします。

子どもの未来応援プラン 個別事業 (掲載案)

第●章 北区の子どもの貧困対策に関する取組み

柱1 子どもの育ち、学びをささえる

施策1 乳幼児期の子どもの育ち、成長の支援

困難を抱える家庭の子どもを含むすべての乳幼児期の子どもが、今後の育ちや学びをささえる基盤となる基本的な生活習慣や自己肯定感を育みながら健やかに成長できるよう、子どもの育ちを支えます。

No.	施策ID	事業名	第4章次世代育成支援行動計画 施策ID		第5章子ども・子育て支援事業計画	所管課
1		きらきら0年生応援プロジェクト	1-1	1		教育政策課
2		保育所待機児童解消	2-1	1		子ども未来課子ども未来係
3		区立認定こども園の設置・運営	1-1	2		学校支援課
4		児童館の子どもセンターへの移行の推進 【重点検討項目】	3-3	2		子どもわくわく課
5		保育園、幼稚園等の保育料の負担軽減	2-5	5		学校支援課 子ども未来課子ども施設係 保育課
6		児童発達支援センター	4-2	1		子ども家庭支援センター
7		保育園の特別支援児保育	4-2	2		保育課
8		幼稚園の特別支援児受け入れ	4-2	3		学校支援課
9		障害児保育巡回指導員の派遣	4-2	12		子どもわくわく課 保育課 子ども家庭支援センター

施策2 学校教育における学び、成長の支援

困難を抱える家庭の子どもを含む、すべての学齢期の子どもたちの確かな学力と豊かな人間性、健やかな体を育み、困難な状況にあってもたくましく生きる力を身に付けられる教育環境を整えます。

No.	施策ID	事業名	第4章次世代育成支援行動計画		第5章子ども・子育て支援事業計画	所管課
10		学力パワーアップ事業	1-2	2		教育指導課
11		学力フォローアップ教室	1-2	1		教育指導課
12		中学校スクラム・サポート事業	1-2	3		教育指導課
13		本気でチャレンジ教室	1-2	4		教育指導課
17		英語が使える北区人事業	1-2	12		教育指導課
18		自然体験活動の充実	1-3	17		学校支援課
19		イングリッシュサマーキャンプ事業	1-2	10		学校支援課
20		スーパーサイエンススクール	1-2	13		生涯学習・学校地域連携課
21		キャリア教育の推進	1-3	6		教育指導課
22		北区中学生・高校生のための職業教育キャラバン事業	1-3	7		多様性社会推進課
61						
23		小・中学校特別支援学級の設置	4-2	4		教育総合相談センター
24		特別支援教室の推進	4-2	5		教育総合相談センター
25		インクルーシブ教育システムの構築	4-2	8		教育総合相談センター
26		日本語適応指導教室	4-5	1		学校支援課 教育総合相談センター 教育指導課
27		ホップ・ステップ・ジャンプ教室(適応指導教室)	1-4	13		教育総合相談センター

子どもの未来応援プラン 個別事業（掲載案）

28 94		子どもと家庭の支援員 （学校と家庭の連携推進事業）	1-4	16		教育総合相談センター
29 93		教育相談所の運営	1-4	15		教育総合相談センター
31 30		就学援助	4-4	6		学校支援課
32		特別支援学級就学奨励費	4-2	13		学校支援課
33		外国人学校児童生徒保護者負担軽減補助金	4-4	7		子ども未来課子ども施設係
34		修学旅行支度金の支給	4-4	8		生活福祉課
35		北区奨学資金貸付事業	4-4	9		教育政策課
36		その他奨学金制度等の周知	4-4	10		教育政策課
37		受験生チャレンジ支援貸付事業 【北区社会福祉協議会事業】	4-4	11		地域福祉課 北区社会福祉協議会
38		自立支援プログラム（次世代育成支援プログラム）	4-4	4		生活福祉課
39		高等学校等就学費の支給	4-4	5		生活福祉課
40 102		子どもの貧困問題の理解促進のための教職員研修の実施	1-2	19		教育指導課 子ども未来課
41		家庭教育力向上プログラム	1-4	2		教育政策課生涯学習・学校地域連携課教育指導課中央図書館子ども未来課保育課学校支援課

施策3 子どもの居場所づくりの推進

経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難な子どもの状況に寄り添った学習の場や居場所の提供を推進し、困難を抱える家庭の子ども
の将来的な自立を促進します。

困難を抱える家庭の子どもを含む、すべての子どもたちが、放課後等を安全・安心に過ごすことができる多様な学習の場や居場所づくりを推進します。

No.	施策ID	事業名	第4章次世代育成支援行動計画		第5章子ども・子育て支援事業計画	所管課
42		生活困窮・ひとり親家庭等の小学生の学習支援事業	4-4	1		生活福祉課
43		【再掲】 生活困窮・ひとり親世帯等の中学生の学習支援事業	4-4	2		子ども未来課
44		学童クラブ、わくわく☆ひろばの学習支援の充実 【重点検討項目】	1-5	8		子どもわくわく課
45		放課後児童健全育成事業（学童クラブ）	2-1	2		子どもわくわく課
46		放課後子ども総合プラン（わくわく☆ひろば）の 推進・情報発信	1-5	6		子どもわくわく課
49		児童館での小学生対応事業	1-4	3		子どもわくわく課
50		子どもセンター・ティーンズセンターへの移行	1-5	9		子どもわくわく課
51		児童館・児童室での中高生対応事業	1-5	12		子どもわくわく課
52		子ども食堂等ネットワークによる子どもの見守り 体制強化事業	3-2	5		子ども未来課子ども未来係

子どもの未来応援プラン 個別事業（掲載案）

施策4 困難を抱えやすい子ども（若者）への支援

児童養護施設等を退所する子どもや、高校を中途退学したり無業等の状態にある若者など困難を抱えやすい状況にある子ども（若者）が、希望する未来を実現できるよう応援、支援します。

No.	施策ID	事業名	第4章次世代育成支援行動計画		第5章子ども・子育て支援事業計画	所管課
53		児童養護施設等を退所する子どもを応援する取り組み	1-4	22		子ども未来課 子ども家庭支援センター 住宅課
54		困難を抱えやすい若者の就労支援事業への誘導強化	1-4	23		産業振興課 生活福祉課
56		赤羽しごとコーナー	1-4	24		産業振興課
57		北区くらしとしごと相談センター（生活困窮者自立支援事業） 【再掲】	1-4	25		生活福祉課

柱2 ライフステージに応じた相談・支援

施策5 孤立しないしくみづくり

困難を抱える家庭の子どもと保護者が孤立することのないよう、母子保健の取り組みや保育園・幼稚園、学校などでの関わりの中で気づき、必要な支援が確実につながるしくみを構築します。

No.	施策ID	事業名	第4章次世代育成支援行動計画		第5章子ども・子育て支援事業計画	所管課
62		乳幼児健康診査の未受診者や子育て支援サービス等を利用しない家庭への働きかけ、支援の検討 【重点検討項目】	2-4	10		健康推進課 子ども家庭支援センター
63		伴走型相談支援（はぴママたまご面接・はぴママひよこ面接）	2-2	2		健康推進課 子ども家庭支援センター
64		妊産婦健康診査	2-4	1		健康推進課
65		妊婦歯科健康診査	2-4	2		健康推進課
66		伴走型相談支援（妊産婦及び乳児家庭全戸訪問事業）	2-4	4		健康推進課
67		産前産後セルフケア講座	2-4	5		健康推進課
68		未熟児養育医療助成	2-5	10		健康推進課
69		乳幼児健康診査（3～4カ月、6・9カ月、1歳6カ月、3歳児）	2-4	9		健康推進課
70		みんなでお祝い 輝きバースデー事業	3-1	7		子ども未来課
80		乳幼児歯科保健相談	2-4	11		健康推進課
81		2歳児のための幼稚園入園準備・情報交換会（児童館）	3-1	8		子ども未来課

子どもの未来応援プラン 個別事業 (掲載案)

82		【再掲】 地域育て合い事業 (児童館、保育園)	3-1	2		子どもわくわく課 保育課
83		地域子育て支援活動	3-1	3		学校支援課 子ども未来課 保育課
83		幼稚園・保育園における地域子育て支援活動	3-1	4		学校支援課 子ども未来課子ども施設係 保育課
84		専門相談員(臨床心理士)による子育て相談事業 (児童館)	3-1	10		子どもわくわく課
85		利用者支援事業	2-2	1		健康推進課 子ども家庭支援センター
86		養育支援訪問事業	4-1	2		子ども家庭支援センター
87		安心ママパパヘルパー事業	2-4	8		子ども家庭支援センター
88		見守りサポート事業	4-1	6		子ども家庭支援センター
89		要保護児童への対策及び配偶者からの暴力防止連絡協議会との連携	4-1	3		子ども家庭支援センター 多様性社会推進課
90		スクールソーシャルワーカーの派遣	1-5	3		教育総合相談センター
91		スクールソーシャルワーカーの活用	1-5	4		教育総合相談センター
92		スクールカウンセラーの配置	1-5	2		教育総合相談センター
95		学校支援ボランティア活動推進事業	1-5	5		生涯学習・学校地域連携課
97		ひとり親家庭等相談支援事業(そらまめ相談室)	4-3	1		子ども未来課子ども未来係
98		ひとり親家庭等に向けた支援のパンフレット作成 などのわかりやすい情報発信 【重点検討項目】	4-3	6		子ども未来課
99		子育て情報の提供・発信の充実	2-2	9		子ども未来課子ども未来係
100		子育てガイドブック、子育てマップの発行	2-2	5		子ども未来課子ども未来係
101		子育て支援情報配信メール・LINE	2-2	8		子ども未来課子ども未来係
104		区民相談室(法律相談等)	5-2	2		広報課
105		こころと生き方・DV相談	5-2	3		多様性社会推進課
106		女性のための法律相談	5-3	3		多様性社会推進課

施策6 保護者への就労、生活支援

経済的に困難な状況にある家庭やひとり親家庭の保護者に対し、生活に関する相談や個々の状況に応じたきめの細かな支援を行い、生活自立を応援します。

特に、家計と子育ての両方を一人で担うひとり親家庭に対しては、資格取得などの正規雇用につながる支援や、精神的負担の軽減も含めた総合的な支援を図ります。

No.	施策ID	事業名	第4章次世代育成支援行動計画		第5章子ども・子育て支援事業計画	所管課
107		生活困窮世帯の保護者への自立支援の推進 【重点検討項目】	4-4	12		生活福祉課
108		北区くらしとしごと相談センター(生活困窮者自立支援事業)	4-4	13		生活福祉課
109		就労準備支援事業 (生活困窮者自立支援事業)	4-4	14		生活福祉課
110		ひとり親家庭の親の就業促進	4-3	12		生活福祉課
111		ひとり親家庭に対する相談体制(母子・父子自立支援員)	4-3	7		生活福祉課
112		ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業	4-3	8		生活福祉課

子どもの未来応援プラン 個別事業（掲載案）

113	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金事業	4-3	9		生活福祉課
114	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業 【北区社会福祉協議会事業】	4-3	10		北区社会福祉協議会
115	ひとり親家庭自立支援プログラム策定	4-3	11		生活福祉課
116	被保護者就労支援事業	4-4	15		生活福祉課
117	被保護者自立促進事業	4-4	16		生活福祉課
119	中高年者向け就職支援セミナー	4-4	17		産業振興課
120	女性再就職支援事業	5-3	5		産業振興課
121	就職フェア in 王子	4-4	18		産業振興課
122	ひとり親家庭への生活支援の充実 【重点検討項目】	4-3	3		子ども未来課 及び関係課
124	母子生活支援施設 (浮間ハイマート)	4-3	15		生活福祉課
125	生活保護制度	4-4	3		生活福祉課
126	児童扶養手当の支給	4-3	18		子ども未来課子育て給付係
127	児童育成手当の支給	4-3	19		子ども未来課子育て給付係
128	特別児童扶養手当の支給	4-2	14		子ども未来課子育て給付係
129	児童手当の支給	2-5	8		子ども未来課子育て給付係
130	子ども医療費助成	2-5	9		子ども未来課子育て給付係
131	ひとり親家庭医療費助成	4-3	17		子ども未来課子育て給付係
132	東京都母子及び父子福祉資金貸付	4-3	20		生活福祉課
133	母子福祉応急小口資金貸付	4-3	21		生活福祉課
134	女性福祉資金貸付	4-3	22		生活福祉課
135	生活福祉資金貸付 【北区社会福祉協議会事業】	4-4	19		北区社会福祉協議会
136	区営住宅の供給	4-4	20		住宅課
137	障害者世帯・ひとり親世帯転居費用助成	4-2	15		住宅課
137	【再掲】障害者世帯・ひとり親世帯転居費用助成	4-3	16		住宅課
138	住居確保給付金の支給（生活困窮者自立支援事業）	4-4	21		生活福祉課

柱3 地域全体で見守り、ささえる

施策7 地域全体でささえるネットワークの構築

子どもの貧困について、地域の理解と協力を求め、困難を抱える家庭の子どもと保護者を見守り、ささえる人材や活動のすそ野を広げるとともに、関係機関、地域、企業、NPO、ボランティア、民生委員・児童委員等の協力関係のもと、困難を抱える家庭の子どもと保護者を地域全体で見守り、ささえるネットワークの構築に取り組みます。

No.	施策ID	事業名	第4章次世代育成支援行動計画		第5章子ども・子育て支援事業計画	所管課
139		区民向け講演会をはじめとした啓発活動の実施 【重点検討項目】	4-4	22		子ども未来課
140		北区応援サポーター寄附制度への子どもの貧困対策に関するメニュー設定 【重点検討項目】	4-4	23		企画課 税務課 子ども未来課
142		協働による地域づくりの推進	3-2	1		地域振興課
143		政策提案協働事業	3-2	2		地域振興課

子どもの未来応援プラン 個別事業 (掲載案)

144	地域ネットワークづくり等の役割を担うコーディネーターの配置 【重点検討項目】	3-2	7		子ども未来課
145	子どもの貧困・孤立防止対策ネットワーク事業 【北区社会福祉協議会事業】	3-3	4		北区社会福祉協議会

子どもの貧困対策に関する指標の実績（令和4年度状況）

No	指標名	対象者	関係課（調査対象）		令和4年度実績値	集計方法	令和3年度
			課	関連事業・調査等			
1	妊娠届出後の妊婦への面接を実施する割合	妊婦	健康推進課	はびママ・たまご面接		「はびママ・たまご面接の実人数／母子健康手帳交付数（再交付除く）」の割合	88.89%
2	歯科検診でむし歯ありの判定を受けた子どもの割合	区内3歳児	健康推進課	東京の歯科保健			5.4%
3	歯科検診で未処置のむし歯がある子どもの割合	区内3歳児	健康推進課	東京の歯科保健		「未処置歯のある者／受診者数」の割合	4.4%
4	歯科検診でむし歯ありの判定を受けた子どもの割合	区立小学1年生	学校支援課	東京都の学校保健統計調査			都の統計、コロナの影響により健診延期で未確定
5	歯科検診で未処置のむし歯がある子どもの割合	区立小学1年生	学校支援課	東京都の学校保健統計調査			都の統計、コロナの影響により健診延期で未確定
6	子どもの朝ごはん摂取率	区立小学2、4、6年生、 中学2年生	教育指導課	東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査		「毎日」の割合	・小2：男96.0% 女96.3% ・小4：男91.4% 女92.4% ・小6：男86.6% 女86.9% ・中2：男80.9% 女81.9%
7	「自分には良いところがある」の質問で肯定的に答える子どもの割合	区立小学6年生 中学3年生	教育指導課	全国学力・学習状況調査		「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」の合計割合	・小6：78.0% ・中3：78.3%
8	「全国学力・学習状況調査」の児童・生徒の平均正答率	区立小学6年生 中学3年生	教育指導課	全国学力・学習状況調査			○小6 国語69.0% 算数74.0% ○中3 国語67.0% 数学60.0%
9	「北区基礎・基本の定着度調査」の児童・生徒の達成率 ※達成率＝正答率／目標値×100	区立小学2年生	教育指導課	北区基礎・基本の定着度調査	各教科の観点項目（①～③は各教科観点別※令和3年度以降以下の観点となる。中学校は令和4年度から） 【国語】 ①知識・技能 ②思考・判断・表現 ③主体的に学習に取り組む態度 【社会】※小5以上 ①知識・技能 ②思考・判断・表現 ③主体的に学習に取り組む態度 【算数（数学）】 ①知識・技能 ②思考・判断・表現 ③主体的に学習に取り組む態度 【理科】※小4以上 ①知識・技能 ②思考・判断・表現 ③主体的に学習に取り組む態度 【英語】 ①知識・技能 ②思考・判断・表現	○小2 【国語】 ①109.4% ②105.3% ③97.5% 【算数】 ①106.4% ②105.9% ③107.9%	
		区立小学4年生	教育指導課	北区基礎・基本の定着度調査		○小4 【国語】 ①107.6% ②103.6% ③100.8% 【算数】 ①109.1% ②111.1% ③112.8% 【理科】 ①99.4% ②100.3% ③98.3%	
		区立小学6年生	教育指導課	北区基礎・基本の定着度調査		○小6 【国語】 ①104.7% ②109.5% ③106.5% 【社会】 ①94.9% ②98.4% ③100.2% 【算数】 ①108.7% ②105.7% ③109.7% 【理科】 ①94.7% ②99.3% ③100.0%	

子どもの貧困対策に関する指標の実績（令和4年度状況）

No	指標名	対象者	関係課（調査対象）		令和4年度実績値	集計方法	令和3年度
			課	関連事業・調査等			
		区立中学2年生	教育指導課	北区基礎・基本の定着度調査		③主体的に学習に取り組む態度	○中2 【国語】 ①108.5% ②106.2% ③110.8% ④110.9% ⑤106.9% 【社会】 ①111.9% ②111.6% ③108.4% ④106.4% 【数学】 ①104.7% ②107.0% ③108.5% ④108.1% 【理科】 ①101.8% ②99.0% ③85.7% ④83.0% 【英語】 ①107.6% ②108.2% ③105.6% ④109.9%
10	学校外学習時間が1時間未満の児童・生徒の割合	区立小学6年生 中学3年生	教育指導課	全国学力・学習状況調査		平日の学校外学習時間が「30分以上、1時間より少ない」「30分より少ない」「全くしない」の合計割合	・小6：31.5% ・中3：20.8%
11	小学校・中学校の不登校者数（率）	区立小・中学校の児童・生徒	教育指導課	児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査			小学校：175人（1.31%） 中学校：268人（5.91%）
12	区立中学校の高校進学率	区立中学3年生	学校支援課	公立学校統計調査（進路状況調査）			○高校進学率 98.9% ・全日制 86.8% ・定時制 3.8% ・通信制 5.5% ・特別支援 2.0% ・高等専門 0.9%
13	生活保護世帯の子どもの高校進学率	生活保護受給世帯の中学3年生	生活福祉課	生活保護受給世帯のデータ			○高校進学率 100% ・全日制 65.3% ・定時制 13.0% ・通信制 8.7% ・特別支援 13.0%
14	「将来の夢や目標をもっていますか」の質問で肯定的に答える子どもの割合	区立中学3年生	教育指導課	全国学力・学習状況調査		「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」の合計割合	68.8%
15	区内都立高校の中退者数（率）（全日制・定時制）	区内都立高校の生徒				平成29年度の「児童・生徒の問題行動・不登校等の実態について」では公表されていた「【参考】平成28・29年度間学校別（学科別）退学者数・退学率・増減一覧」がH30年度からは公表されなくなったため、集計不可。	
16	区内都立高校の卒業時の進路未決定者数（率）（全日制・定時制）	区内都立高校の生徒		(都)学校基本統計（学校基本調査報告書）		「進路未決定／卒業者数」「一時的な仕事に就いた者」／「卒業者数」の割合（下記出典から抜粋して集計） 【出典】学校基本統計（学校基本調査報告書） ●進路未決定・・・家事手伝いをしている者、外国の大学等に入学した者又は進路が未定であることが明らかな者 ●一時的な仕事に就く・・・アルバイト・パート等臨時的な収入を得ることを目的とする仕事に就いた者	

子どもの貧困対策に関する指標の実績(令和4年度状況)

No	指標名	対象者	関係課(調査対象)		令和4年度実績値	集計方法	令和3年度
			課	関連事業・調査等			
17	ひとり親家庭に対する就労支援事業による就業率及び正規雇用率	ひとり親家庭	生活福祉課	①ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業 ②ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金事業 ③ひとり親家庭自立支援プログラム策定 ④北区くらしとしごと相談センター		<ul style="list-style-type: none"> ●就業率・・・「①～③事業修了者」「④センター相談後就労支援に繋がった者」が支援後に雇用(正規、非正規、役員)、自営業・家族従事に就いている合計割合 ●正規雇用率・・・「①～③事業修了者」「④センター相談後就労支援に繋がった者」が支援後に正規雇用に就いている合計割合 	別紙に入力

（新計画案）子どもの貧困対策に関する指標

●子どもの貧困対策に関する指標の見直しのポイント

・現在の指標に加え、他自治体を参考とした指標を追加するとともに、北区独自の指標を追加する。

No	対象期	指標名	対象者	備考
1	妊娠・出産期	妊娠届出後の妊婦への面接を実施する割合	妊婦	
追加案	乳幼児期	乳児健診（3～4か月児健診）、乳幼児健診（1歳6か月児健診）、乳幼児健診（3歳児健診）の平均受診率	区内3～4か月児 1歳6か月児、3歳児	毎年調査
2	乳幼児期	歯科検診でむし歯ありの判定を受けた子どもの割合	区内3歳児	
3	乳幼児期	歯科検診で未処置のむし歯がある子どもの割合	区内3歳児	
4	小学生	歯科検診でむし歯ありの判定を受けた子どもの割合	区立小学1年生	
5	小学生	歯科検診で未処置のむし歯がある子どもの割合	区立小学1年生	
6	小・中学生	子どもの朝ごはん摂取率	区立 小学2、4、6年生、 中学2年生	
7	小・中学生	「自分には良いところがある」の質問で肯定的に答える子どもの割合	区立 小学6年生 中学3年生	
追加案	小・中学生	「ほっとできると感じる居場所はありますか」の質問で「ある」と答える子どもの割合	区立 小学5年生 中学2年生	調査は毎年ではなく 数年に1度を想定
追加案	小・中学生	「1日のうち自分の自由な時間（家事や家族のお世話等を除き、自分が好きに使える時間のことをいいます。）はありますか」の質問で「ない」と答える子どもの割合 →「（ほとんど）毎日、家事や家族のお世話等をする時間が1日のうち1時間以上はあって、自分が好きに使える時間がほとんどないですか」の質問で「はい」と答える子どもの割合	区立 小学5年生 中学2年生	”
8	小・中学生	「全国子ども未来会議」【6/30 子どもの未来応援プラン部会での意見】 ・自分の自由な時間の定義が分かりづらい。（好きで塾とか通っている忙しい子どもも含まれてしまう等課題）		
	小・中学生	「北区基礎調査」 ・この質問で聞きたいのは、要するに、ひとり親の子、ヤングケラーなどの状況から貧困の指標を図るという趣旨と思われる。具体的に「一日で、家事で1時間以上やっている、とか。」にすべきである。 ※達成率＝正		

(新計画案) 子どもの貧困対策に関する指標

●子どもの貧困対策に関する指標の見直しのポイント

・現在の指標に加え、他自治体を参考とした指標を追加するとともに、北区独自の指標を追加する。

No	対象期	指標名	対象者	備考
9	小・中学生	〃	区立小学4年生	
	小・中学生	〃	区立小学6年生	
	小・中学生	〃	区立中学2年生	
10	小・中学生	学校外学習時間が1時間未満の児童・生徒の割合	区立 小学6年生 中学3年生	
11	小・中学生	小学校・中学校の不登校者数(率)	区立小・中学校の児童・生徒	
12	中学生	区立中学校の高校進学率	区立 中学3年生	
13	中学生	生活保護世帯の子どもの高校進学率	生活保護受給世帯の中学3年生	
14	中学生	「将来の夢や目標をもっていますか」の質問で肯定的に答える子どもの割合	区立中学3年生	
15	高校生	区内都立高校の中退者数(率) (全日制・定時制)	区内都立高校の生徒	
16	高校生	区内都立高校の卒業時の進路未決定者数(率) (全日制・定時制)	区内都立高校の生徒	
17	ひとり親家庭	ひとり親家庭に対する就労支援事業による就業率及び正規雇用率	ひとり親家庭	